

# 令和4年度 港北区地域防災拠点運営委員会連絡協議会 総会 次 第

日時 令和4年5月 26 日(木)  
午後2時 30 分 開場  
午後3時 00 分 開始  
場所 港北公会堂 講堂

## 1 あいさつ

港北区地域防災拠点運営委員会連絡協議会 議長 関 治美

## 2 議 題

- (1) 会則の改正について
- (2) 令和3年度事業報告について
- (3) 令和3年度歳入歳出決算について
- (4) 令和3年度会計監査報告について
- (5) 役員の改選について
- (6) 令和4年度事業計画(案)について
- (7) 令和4年度歳入歳出予算(案)について

## 3 情報提供

- (1) 地震・風水害における区の実施について【総務課】
  - ア 避難所用間仕切りテントの配備について
  - イ 在宅避難啓発リーフレットの配布について
- (2) 令和4年度地域防災拠点の訓練について【総務課】
  - ア 港北区地域防災拠点の今年度の取組について
  - イ 段ボール製間仕切り等を活用した地域防災拠点における訓練の実施について
  - ウ 備蓄食料の有効活用について
  - エ 「地域防災活動奨励助成金」の申請等について
- (3) 地域防災拠点運営研修のご案内【総務局地域防災課】
- (4) 地域防災拠点備蓄倉庫におけるガソリンの保管について【総務局地域防災課】
- (5) 災害時のペット対策・井戸について【生活衛生課】
- (6) 発災時の医療機関開設報告書の取扱いについて【福祉保健課】
- (7) 災害時の飲料水の確保 訓練・体験メニューについて【水道局菊名水道事務所】
- (8) 地域防災拠点の無線通信について【アマチュア無線非常通信協力会】
- (9) 災害ボランティア連絡会について【災害ボランティア連絡会】
- (10) 太尾小学校区防災まちづくり連携の防災功労者内閣総理大臣表彰受賞について  
【太尾小地域防災拠点運営委員会】

## 4 おわりに

港北区長 漆原 順一

(資料配布のみ) 「女性の視点で取り組む防災」動画 DVD  
【政策局男女共同参画推進課】

令和4年度 港北区地域防災拠点運営委員会連絡協議会 総会  
議案書

令和4年5月 26 日(木)

港北区地域防災拠点運営委員会連絡協議会

## 目 次

- 議題1 会則の改正について
- 議題2 令和3年度事業報告書
- 議題3 令和3年度歳入・歳出決算書
- 議題4 令和3年度会計監査報告書
- 議題5 役員改選(案)
- 議題6 令和4年度事業計画書(案)
- 議題7 令和4年度歳入・歳出予算書(案)
- 令和4年度港北区地域防災拠点運営委員会一覧

令和4年5月26日

港北区地域防災拠点運営委員会連絡協議会  
構成員 各位

港北区地域防災拠点運営委員会連絡協議会  
議長 関 治美

### 港北区地域防災拠点運営委員会連絡協議会 会則の改正について

港北区地域防災拠点運営委員会連絡協議会（以下、「協議会」といいます。）では、その運営にあたり会則を定めています。この度、次のとおり会則の改正を御提案しますので、御審議のほどよろしくお願いいたします。

#### 1 改正内容

- (1) 会則条文中の「議長」を「会長」に、「副議長」を「副会長」に改めます。
- (2) 第3条第1項中の「会長」を「委員長」に改めます。

#### 2 改正目的

- (1) 「議長」を「会長」に、「副議長」を「副会長」を改めることで、協議会の代表者等の職務が会議を統括するのみではないことを明確にします。
- (2) 各運営委員会の代表者の名称を正しいものに改めます。

#### 3 改正案及び新旧対照表

別紙1、2のとおり

(担当) 事務局（港北区総務課内）新井田、滝沢 TEL:540-2206、FAX:540-2209
---

(改正案)

港北区地域防災拠点運営委員会連絡協議会 会則

(目的及び設置)

第1条 港北区内の地域防災拠点運営委員会(以下「運営委員会」という。)相互の緊密な連絡及び連携を図ることによって、港北区内の防災力の向上に寄与することを目的とし、港北区地域防災拠点運営委員会連絡協議会(以下「協議会」という。)を置く。

(所轄事務)

第2条 協議会は、次の各号に掲げる事項について協議するものとする。

- (1) 港北区内の防災対策に関すること。
- (2) 運営委員会の運営助成に関すること。
- (3) 防災に係る研修及び訓練等の支援に関すること。
- (4) 協議会の予算及び決算に関すること。

(組織及び役員)

第3条 協議会は、運営委員会委員長又は委員長の指名する者、顧問及び参与をもって組織する。

2 顧問は、次の者をもって充てる。

- (1) 区長
- (2) 消防団長
- (3) 消防署長

3 参与は、次の者をもって充てる。

- (1) 地区連合会長
- (2) 港北消防団の団長が指名する消防団の団員
- (3) 地域防災拠点として指定された学校の校長
- (4) 福祉避難所となり得る施設の長
- (5) 消防署長が指名する消防署の職員
- (6) 区長が指名する区の職員
- (7) その他会長が必要と認める者

4 協議会に、次の役員を置く。

- (1) 会長 1名
- (2) 副会長 2名
- (3) 監事 2名

5 役員は、構成員の互選によって定める。

6 役員の任期は2年とし、再任を妨げない。

7 役員に欠員が生じた場合、補充再任する。その場合の補充役員の任期は前任者の残任期間とする。

(役員の仕事)

第4条 会長は、協議会を代表し、会議を統括する。

2 副会長は、議会を補佐し、会長に事故あるとき又は会長が欠けたときは、その職務を代理する。

3 監事は、会計を監査する。

(会議)

第5条 協議会の会議は、必要の都度開催するものとする。

2 協議会の会議は、会長が招集する。

(経費)

第6条 協議会の経費は、横浜市からの助成金、その他の収入をもって充てる。

(会計年度)

第7条 協議会の会計年度は、毎年4月1日に始まり、翌年3月31日に終わるものとする。

(事務局)

第8条 協議会の事務局は、港北区役所総務部総務課(港北区大豆戸町26-1)に置く。

(委任)

第9条 この会則に定めるもののほか、協議会の運営に関し必要な事項は、会長が別に定める。

附 則

(施行期日)

1 この会則は、平成8年6月5日から施行する。

(経過措置)

2 第7条の規定にかかわらず、協議会の設立初年度の会計年度は、この会則の施行の日から平成9年3月31日までとする。

附 則(平成9年3月17日議決)

この会則は、構成員の議決のあった日から施行する。

附 則(平成11年6月7日議決)

この会則は、構成員の議決のあった日から施行する。

附 則(令和 年 月 日議決)

この会則は、構成員の議決のあった日から施行する。

## 新旧対照表

現行	改定案
<p>港北区地域防災拠点運営委員会連絡協議会 会則</p> <p>(組織及び役員)</p> <p>第3条 協議会は、運営委員会<b>の会</b>長又は<b>会</b>長の指名する者、顧問及び参与をもって組織する。</p> <p>第2項省略</p> <p>3 参与は、次の者をもって充てる。</p> <p>(1) 地区連合会長</p> <p>(2) 港北消防団の団長が指名する消防団の団員</p> <p>(3) 地域防災拠点として指定された学校の校長</p> <p>(4) 福祉避難所となり得る施設の長</p> <p>(5) 消防署長が指名する消防署の職員</p> <p>(6) 区長が指名する区の職員</p> <p>(7) その他<b>議</b>長が必要と認める者</p> <p>4 協議会に、次の役員を置く。</p> <p>(1) <b>議</b>長 1名</p> <p>(2) 副<b>議</b>長 2名</p> <p>(3) 監事 2名</p> <p>(役員の任務)</p> <p>第4条 <b>議</b>長は、協議会を代表し、会議を統括する。</p> <p>2 副<b>議</b>長は、議会を補佐し、<b>議</b>長に事故あるとき又は<b>議</b>長が欠けたときは、その職務を代理する。</p> <p>3 監事は、会計を監査する。</p> <p>(会議)</p> <p>第5条 協議会の会議は、必要の都度開催するものとする。</p> <p>2 協議会の会議は、<b>議</b>長が招集する。</p> <p>(委任)</p> <p>第9条 この会則に定めるもののほか、協議会の運営に関し必要な事項は、<b>議</b>長が別に定める。</p>	<p>港北区地域防災拠点運営委員会連絡協議会 会則</p> <p>(組織及び役員)</p> <p>第3条 協議会は、運営委員会<b>委員</b>長又は<b>委員</b>長の指名する者、顧問及び参与をもって組織する。</p> <p>第2項省略</p> <p>3 参与は、次の者をもって充てる。</p> <p>(1) 地区連合会長</p> <p>(2) 港北消防団の団長が指名する消防団の団員</p> <p>(3) 地域防災拠点として指定された学校の校長</p> <p>(4) 福祉避難所となり得る施設の長</p> <p>(5) 消防署長が指名する消防署の職員</p> <p>(6) 区長が指名する区の職員</p> <p>(7) その他<b>会</b>長が必要と認める者</p> <p>4 協議会に、次の役員を置く。</p> <p>(1) <b>会</b>長 1名</p> <p>(2) 副<b>会</b>長 2名</p> <p>(3) 監事 2名</p> <p>(役員の任務)</p> <p>第4条 <b>会</b>長は、協議会を代表し、会議を統括する。</p> <p>2 副<b>会</b>長は、議会を補佐し、<b>会</b>長に事故あるとき又は<b>会</b>長が欠けたときは、その職務を代理する。</p> <p>3 監事は、会計を監査する。</p> <p>(会議)</p> <p>第5条 協議会の会議は、必要の都度開催するものとする。</p> <p>2 協議会の会議は、<b>会</b>長が招集する。</p> <p>(委任)</p> <p>第9条 この会則に定めるもののほか、協議会の運営に関し必要な事項は、<b>会</b>長が別に定める。</p>

<p>附 則 (施行期日)</p> <p>1 この会則は、平成8年6月5日から施行する。</p> <p>(経過措置)</p> <p>2 第7条の規定にかかわらず、協議会の設立初年度の会計年度は、この会則の施行の日から平成9年3月31日までとする。</p> <p>附 則 (平成9年3月17日議決)</p> <p>この会則は、構成員の議決のあった日から施行する。</p> <p>附 則 (平成11年6月7日議決)</p> <p>この会則は、構成員の議決のあった日から施行する。</p>	<p>附 則 (施行期日)</p> <p>1 この会則は、平成8年6月5日から施行する。</p> <p>(経過措置)</p> <p>2 第7条の規定にかかわらず、協議会の設立初年度の会計年度は、この会則の施行の日から平成9年3月31日までとする。</p> <p>附 則 (平成9年3月17日議決)</p> <p>この会則は、構成員の議決のあった日から施行する。</p> <p>附 則 (平成11年6月7日議決)</p> <p>この会則は、構成員の議決のあった日から施行する。</p> <p><b><u>附 則 (令和 年 月 日議決)</u></b></p> <p><b><u>この会則は、構成員の議決のあった日から施行する。</u></b></p>
---	---

令和3年度事業報告書

事業内容	期日・場所等
<p>1 会議の開催</p> <p>(1) 港北区地域防災拠点運営委員会連絡協議会 総会の開催 (令和2年度事業報告及び決算、令和3年度事業計画書及び予算の議決、その他情報提供)</p>	<p>令和3年6月9日(水) 書面開催</p>
<p>(2) 港北区地域防災拠点運営委員会連絡協議会 連絡会の開催 (各地域防災拠点運営訓練の事例発表、その他情報提供)</p>	<p>令和3年12月24日(金) 書面開催</p>
<p>2 運営委員会の防災体制の整備及び強化</p> <p>(1) 地域防災活動奨励助成金の交付 (120,000円×29拠点、訓練経費・資機材の点検費用等に活用)</p>	<p>29拠点交付</p>
<p>(2) 地域防災拠点運営訓練の実施 (開設・運営、情報受伝達、資機材取扱い等を訓練)</p>	<p>通 年</p>
<p>(3) アマチュア無線非常通信協力会港北支部による情報受伝達訓練 (各地域防災拠点及び区本部との通信実施) ※(2)、(3)は、新型コロナウイルス感染症により、一部拠点での実施</p>	<p>通 年</p>
<p>3 防災備蓄庫資機材の点検 エンジンカッター、発電機、移動式炊飯機の点検</p>	<p>実施せず</p>
<p>4 備品等の購入 備蓄庫照明用電池等の購入</p>	<p>通 年</p>

令和3年度  
歳入・歳出 決算書

<内訳>

1 歳入の部

単位:円

項 目	予算額①	決算額②	差引①-②	説 明
横浜市地域防災活動奨励助成金	3,480,000	3,480,000	0	12万円×29拠点
日本赤十字港北地区委員会事業助成金	500,000	500,000	0	
繰越金	107,320	107,320	0	前年度からの繰越金
収入合計	4,087,320	<b>4,087,320</b>	0	

2 歳出の部

単位:円

項 目	予算額①	決算額②	差引①-②	説 明
横浜市地域防災活動奨励助成金	3,480,000	3,480,000	0	全29拠点に12万円ずつ配 付
防災資機材点検費	400,000	0	400,000	実施せず
防災資機材購入費等	150,000	524,565	△ 374,565	拠点照明用乾電池等の購入
事務費	57,320	25,080	32,240	助成金等の振込手数料
支出合計	4,087,320	<b>4,029,645</b>	57,675	

歳入総額 **4,087,320** 円

歳出総額 **4,029,645** 円

差引残高 **57,675** 円

※残高は繰越金として令和4年度予算に計上します

## 議題 4

令和4年5月 26 日

港北区地域防災拠点運営委員会連絡協議会  
議長 関 治美 様

港北区地域防災拠点運営委員会連絡協議会

監事 石川 賢治

監事 井上 強

### 監 査 報 告 書

港北区地域防災拠点運営委員会連絡協議会の令和3年度の会計監査を実施しましたので、その結果を次のとおり報告します。

- 1 監査年月日 令和4年5月 26 日
- 2 監査対象期間 令和3年4月1日～令和4年3月 31 日
- 3 監査事項 令和3年度 港北区地域防災拠点運営委員会連絡協議会 会計
- 4 監査の結果及び意見 令和3年度港北区地域防災拠点運営委員会連絡協議会会計に係る帳簿及び証書類等を監査した結果、適正かつ正確に処理されていたことを認めます。

## 役員改選(案)

## 【現 行】

役 職	氏 名(敬称略)
会 長 新吉田あすなろ連合町内会長	関 治美
副 会 長 篠原地区連合自治会長	川島 武俊
副 会 長 日吉地区連合町内会長	小島 清
監 事 港北消防団副団長	石川 賢治
監 事 箕輪小学校 校長	井上 強

## 【改 選 後】

役 職	氏 名
会 長	
副 会 長	
副 会 長	
監 事	
監 事	

令和4年度事業計画書(案)

事業内容	期日・場所等
<p>1 会議の開催</p> <p>(1) 港北区地域防災拠点運営委員会連絡協議会 総会の開催 (令和3年度事業報告及び決算、令和4年度事業計画書及び令 予算の議決)</p> <p>(2) 港北区地域防災拠点運営委員会連絡協議会 連絡会の開催 (各地域防災拠点運営訓練の事例発表等) ※ 同日実施予定 防災講演会 講師調整中</p>	<p>令和4年5月26日(木)</p> <p>令和4年12月(予定) 港北公会堂</p>
<p>2 運営委員会の防災体制の整備及び強化</p> <p>(1) 地域防災活動奨励助成金の交付 (120,000円×29拠点、訓練経費・資機材の点検費用等に活用)</p> <p>(2) 各地域防災拠点運営訓練の実施 (情報受伝達、資機材取扱い等を訓練)</p> <p>(3) アマチュア無線非常通信協力会港北支部による情報受伝達訓練 (各地域防災拠点29拠点及び区本部との通信実施)</p>	<p>29拠点交付</p> <p>通 年</p> <p>通 年</p>
<p>3 防災備蓄庫資機材の点検 エンジンカッター、発電機、移動式炊飯機の点検</p>	<p>8～9月を予定</p>
<p>4 資機材等の購入</p>	<p>通年</p>

令和4年度  
歳入・歳出予算書(案)

<内訳>

1 歳入の部

単位:円

項 目	本年度予算額①	前年度予算額②	差引①-②	説 明
横浜市地域防災活動奨励助成金	3,480,000	3,480,000	0	12万円×29拠点
日本赤十字港北地区委員会事業助成金	500,000	500,000	0	
繰越金	57,675	107,320	△ 49,645	前年度からの繰越金
収入合計	<b>4,037,675</b>	4,087,320	△ 49,645	

2 歳出の部

単位:円

項 目	本年度予算額①	前年度予算額②	差引①-②	説 明
横浜市地域防災活動奨励助成金	3,480,000	3,480,000	0	全29拠点に12万円ずつ配付
防災資機材点検費	400,000	400,000	0	備蓄資機材点検の委託費
防災資機材購入費等	100,000	150,000	△ 50,000	備蓄用資機材の購入等
事務費	57,675	57,320	355	振込手数料及び事務用品の購入等
支出合計	<b>4,037,675</b>	4,087,320	△ 49,645	

歳入総額 **4,037,675** 円

歳出総額 **4,037,675** 円

差引残高 **0** 円

令和4年度地域防災拠点運営委員会連絡協議会名簿(R040526時点)

(敬称略)

	避難場所名	運営委員会 会長	学校長	区 役 所		消防署
				係 長	課 長	
1	城郷小	阿藤 孝文	三瓶 淳	税務課担当係長	神成 和博	小机出張所長 新倉 浩一
2	小机小	牧 義一	鈴木 康史	資源化推進担当係長	矢野 俊秀	
3	城郷中	防後 優子	佐久間 大	会計係長	浅石 達也	
4	篠原小	岩崎 明文	松久保 伸子	戸籍課担当係長	堀込 ひとみ	篠原出張所長 相澤 秀明
5	篠原西小	川島 武俊	金子 博美	こども家庭係長	矢原 亜紀	
6	港北小	蒔野 秀治	山口 昭代	税務課担当係長	吉木 彰子	港北消防署総務・ 予防課予防係長 千葉 陽
				地域包括ケア推進担当係長	飛松 晃二郎	
7	菊名小	颯田 忠能	野間 義晴	企画調整係長	茅野 圭衣子	
8	大豆戸小	小林 堯	田副 聡	地域活動係長	宮澤 ゆう子	生活支援課長 大川 昭博
9	大綱小	花岡 正敏	高橋 亨	事業企画担当係長	久保村 駿	
10	太尾小	竹崎 理浩	館 雅之	生涯学習支援係長	小松 高志	こども家庭支援課長 吉田 勇一
11	師岡小	鈴木 大成	川村 智子	区民施設担当係長	野口 義人	税務課長 津留 玲子
12	大曾根小	高橋 静明	宮本 雅司	戸籍課担当係長	古屋 彩香	地域振興課長 岸本 弘之
				戸籍課担当係長	鈴木 恵子	
13	樽町中	小泉 亨	八木 範夫	収納担当係長	野崎 貴之	保険年金課長 坂本 義一
14	綱島小	竹生 寿夫	徳江 武司	広報相談係長	須崎 智行	高齢・障害支援課長 林 正隆
15	北綱島小	山根 英洋	月橋 準弥	戸籍課担当係長	渡邊 朗	
16	綱島東小	佐藤 誠三	三橋 国雄	滞納整理担当係長	里居 真一	
17	日吉台小	米川 武夫	吉井 宣明	税務課担当係長	吉谷 悠	区政推進課長 柏崎 崇宏
18	日吉南小	齋藤 忠一	山中 真紀子	統計選挙係長	伊藤 智啓	
19	矢上小	足立 弘	岸 俊介	税務課担当係長	鈴木 順弘	
20	駒林小	青 博孝	西尾 武泰	保険係長	後藤 由樹	
21	下田小	重田 清志	宮本 仁志	税務課担当係長	斉藤 菜穂子	
22	高田中	篠原 力	横田 由美子	こども家庭支援課担当係長	山岸 隼人	学校支援・こども担当課長 佐藤 治憲
23	高田東小	山本 正史	小田 和宏	給付担当係長	松川 敏樹	高田出張所長 天野 雅巳
24	新田中	関 治美	宮崎 智洋	予算調整係長	元木 拓也	
25	新吉田第二小	森 博重	板橋 典子	高齢・障害係長	富田 倫子	新羽出張所長 天道 紘貴
26	新吉田小	末永 佑己	関谷 道代	地域力推進担当係長	上野 達也	
27	新田小	土志田 勉	村岡 靖	税務課担当係長	山内 孝樹	
28	新羽小	尾出 清和	佐藤 恵子	食品衛生係長	中角 実男	総務課長 野村 絹恵
29	箕輪小	小島 清	井上 強	まちづくり調整担当係長	川尻 拓哉	区政推進課長 柏崎 崇宏
						日吉出張所長 田代 徹

令和4年5月26日

地域防災拠点運営委員会委員長

## 避難所用間仕切りテントの配備について（情報提供）

### 1 目的

災害時に開設する避難場所において感染症拡大を防止するため、避難者一人ひとりの間隔を速やかに確保できる間仕切りテントを配備します。

### 2 配備の考え方

風水害時に避難場所として開設する可能性が高い 17 の地域防災拠点に間仕切りテントを 33 個ずつ（バスケットコート1面分相当）配備します。令和3年度の8拠点への配備に引き続き、令和4年度は7拠点、令和5年度は2拠点に配備する予定です。

令和4年度配備予定拠点

(1) 日吉台小学校	(4) 矢上小学校	(7) 師岡小学校
(2) 菊名小学校	(5) 駒林小学校	
(3) 高田中学校	(6) 篠原小学校	

※令和5年度は、港北小学校、下田小学校に配備予定

### 【間仕切りテントのイメージ】



### 3 その他

間仕切りテントが配備されていない地域防災拠点を避難場所として開設する場合は、避難者一人ひとりの距離の確保に努めるとともに、区役所からの要請に基づいて民間事業者から供給される段ボール製間仕切り等を活用します。

(担当)

総務課防災担当 大工保、亀本

TEL : 540-2206、FAX : 540-2209

令和4年5月26日

地域防災拠点運営委員会委員長

## 在宅避難啓発リーフレットの配布について

港北区役所では、発災時に可能な限り住み慣れた御自宅で避難生活を送っていただく「在宅避難」について広くお知らせするため、自宅の安全対策や備蓄品の準備などの日頃の備えについて御紹介する「在宅避難啓発リーフレット」を作成しました。在宅避難は、今般の新型コロナウイルス感染症に係る避難所の感染対策の一つとしても有効ですので、各地域防災拠点運営委員会内での周知にお役立ていただけましたら幸いです。

### 1 主な内容

- (1) 避難生活場所の選択方法について
- (2) 自宅の安全対策や備蓄品など日頃の備えについて
- (3) 大地震発生時のトイレの使用について
- (4) 災害情報の取得方法について

### 2 配布場所

区役所4階44番窓口

### 3 その他

まとまった部数が必要な場合は、担当までお申し付けください。

(担当)

総務課防災担当 新井田、滝沢

TEL : 540-2206、FAX : 540-2209

## 大地震発生後のトイレの使用について

大地震が起きると水が止まったり、水は使用できても下水管が破損して水が流れなくなったりし、トイレが使用できなくなります。無理に使用すると、逆流したり、マンションでは、下の階で汚物があふれ出てしまったりすることがあります。

大地震発生後は**トイレを使用せず**に、まずは**携帯用トイレ**などを使用しましょう！

一般的な排尿回数は1日当たり約5回といわれています。  
必要な数の携帯用トイレを準備しましょう。



全く備蓄がない場合は？

- 1 家庭にある大きなゴミ袋を二重に便器にかける  
(使用後上の袋だけ外し交換)
- 2 中におむつ、ペット用シートやキッチンペーパーなど  
吸水性が優れるものを入れる



水を使用でき、配管の破損などが無いことが確認できる場合は、トイレが使用できる可能性もあります。

確認方法は広報よこはま港北区版令和3年9月号をチェック！▶ [広報よこはま 港北区 検索](#)

## 情報の取得 在宅避難をするうえで正確な情報を収集しましょう！

インターネットなどの使用はできる？

**使用困難**

- 地域防災拠点にさまざまな情報が掲示されます。
- テレビ・ラジオから情報を収集しましょう。

---

インターネットなどの使用はできない？

**使用可能**

- ホームページ、アプリなどを確認しましょう

**〈港北区ホームページ〉**  
港北区の防災に関する情報を掲載しています。  
[港北区 防災・災害 検索](https://www.city.yokohama.lg.jp/kohoku/kurashi/bosai_bohan/saigai/) [https://www.city.yokohama.lg.jp/kohoku/kurashi/bosai\\_bohan/saigai/](https://www.city.yokohama.lg.jp/kohoku/kurashi/bosai_bohan/saigai/)

**〈港北区防災情報アプリ〉**  
港北区の防災に関する情報を集約しています。  
災害時は地図上で開設中の避難所の確認等ができます。

App Store

iPhoneの方は  
こちら▶

Google Play

Androidの方は  
こちら▶

## 在宅避難

### Q & A

- Q** 在宅避難している人も地域防災拠点のトイレを利用できますか？
- A** 下水道が使用できなくなった場合は、地域防災拠点に下水道直結式仮設トイレやくみ取り式仮設トイレを設置します。災害時は、誰でも使用できます。
- Q** 在宅避難している人でも食料等の配給を受けることはできるのでしょうか？
- A** 在宅避難している方は、指定されている地域防災拠点に避難者カードを提出することで、避難者として登録されます。在宅避難者も含めて登録された避難者数を目安に食料や水など支援物資が地域防災拠点に届けられ、受け取ることができます。ただし、到着には日数がかかりますので、ご自身で1週間分(最低3日分)の食料を備蓄しましょう。

# 大きな地震が起きたら、地域防災拠点に避難するものと思っていませんか？

在宅避難の  
ススメ

日本全国で毎年大きな地震が発生しています。  
皆さんが住んでいる港北区でも明日大地震が起きる可能性もあります！

※2021年には東日本大震災以来10年ぶりに港北区で震度5弱の地震が起きました。  
また、全国地震動予測地図2020年度版では、港北区は2020年から30年間に震度6弱以上の揺れに見舞われる確率が最も高いエリアに指定されています。



## 地震が発生したら地域防災拠点(指定避難所)に避難するもの！と思っていませんか？

地域防災拠点(指定避難所)は倒壊や焼失などで自宅等に住めない人が避難生活を送る場所です。  
揺れが収まり危険がなくなったら、まずは自宅や親戚の家で避難生活を行えるか確認しましょう！

### 避難生活場所の選択方法

「地震発生」

#### 判断1 自宅の危険を見極める

チェックポイント

- 自宅の家屋に倒壊などの被害があるか？※
- 隣家の倒壊・火災などで自宅に影響があるか？
- 家具や食器などが散乱しているか？

※応急危険度判定が実施された場合には、判定結果にしたがってください

危険や不安を感じたら地域防災拠点へ

危険がなければ判断2へ

#### 判断2 自宅で生活できるか確認

チェックポイント

- 生活していくうえで他人のサポートが必要か？
- 必要な備蓄品があるか(使える状態か)？

自宅での生活ができなければ  
地域防災拠点へ

不安がなければ  
自宅にとどまる

地域防災拠点

在宅避難

在宅避難には  
様々なメリット  
があります！

- メリット1  
住み慣れた家で  
ストレスが少なく  
避難生活を送れる
- メリット2  
プライバシー面の  
不安がない
- メリット3  
感染症のリスクが少ない

在宅避難者でも地域防災拠点で仮設トイレの使用や食料や物資の供給を受けることができます！  
※発災直後は必要な物資を全員に提供することは困難です。

在宅避難するために  
必要なことは？



地域防災拠点の収容可能人数は、感染症まん延防止の観点から以前より少なくなっています。自宅やご親戚の家などで避難生活を送る方が制約も少なく、ストレスも少ない避難生活を送ることができます。

# 自宅の安全性は?

## ■ 自宅の耐震性能を調べましょう!

インターネットで簡単に耐震診断ができます。

一般財団法人 日本建築防災協会「誰でもできるわが家の耐震診断」

ホームページはこちら ▶ [誰でもできるわが家の耐震診断](#) 検索

## ■ 自宅を耐震化しましょう!

耐震診断の結果、耐震性がないことがわかった場合は、耐震改修しましょう!  
横浜市では改修にかかる費用の一部を補助しています。(条件あり)

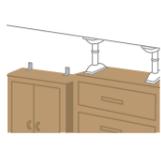
詳しくはこちら ▶ [横浜市 耐震改修](#) 検索 [問合せ](#) 建築局建築防災課 (TEL)045-671-2943

## ■ 地震で家具が倒れたり、食器などが散乱したりしないようにしましょう!

家具転倒防止器具などを取り付けましょう!  
特にマンションでは、建物自体(躯体)は問題なくても、高層階になるほど家具などが大きく散乱し、住むことが困難になることがあります。

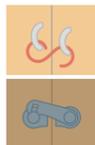
### ① 家具

金具やつっぱり棒など家具転倒防止器具を取り付ける。



### ② 扉・戸棚

扉が開いて食器等が飛び出さないよう、留め金具を取り付ける。



### ③ テレビ等の固定

耐震マットで固定する。



### ④ 窓ガラス

ガラスに飛散防止フィルムを貼る。



横浜市では  
昭和56年以前に建てられた  
個人所有の木造住宅\*の耐震診断を  
無料で実施しています。(その他条件あり)

\*分譲マンションについても、耐震診断に係る費用の一部を補助する事業があります

問合せ 建築局建築防災課  
(TEL)045-671-2943



### 転倒防止器具の効果

器具の効果

小 → 大

- ストッパー式
- ポール式
- L型金具 (スライド式)
- L型金具 (上向き取付け)
- L型金具 (下向き取付け)
- ベルト式
- チェーン式
- マット式

家具と天井に十分な強度が必要

家具、壁面や器具に十分な強度が必要

### 家具の置き方の工夫

「寝る場所」や「座る場所」にはなるべく家具を置かないようにしましょう。

置く場合には背の低い家具にする

置く場合には背の低い家具にするか、家具の置き方を工夫することで倒れた場合のリスクを軽減できます。

家具の置き方を工夫する

## ■ 火災から家を強くしましょう!

### 感震ブレーカー

暖房器具の転倒などによる出火や停電からの復旧時における通電火災(破損した電気コードのショートによる出火など)を防ぐため、感震ブレーカー(大きな揺れを感知すると自動的に電気を遮断する)を設置しましょう。



# 備蓄品を準備しましょう!

地震が発生したらライフラインが寸断されます。在宅避難するために、必要な物資を事前に準備しましょう。

## ■ ライフラインがおおむね復旧するまでの日数

ライフラインの復旧にかかる順番として一般的に右記のようになります。



## ■ 備蓄品

災害発生直後は、食料や日用品の購入が難しくなります。家族構成を考えて、必要な備蓄をしておきましょう。

- 水(1日1人分3ℓ)
- 携帯ラジオ
- 電池
- ポリタンク
- 軍手
- 食料(レトルトや缶詰)
- 懐中電灯
- モバイルバッテリー
- スリッパ
- トイレパック 等

詳しくは港北区防災マップへ▶

備蓄する量は  
1週間分(最低3日分)です。



### ご家庭の状況に合わせて、必要なものを準備しましょう!

日頃から使用するものは少し多めに購入しておきましょう。

#### 乳幼児のいる家庭で用意するもの

- ミルク(液体ミルク等)
- 離乳食
- おむつ
- 着替え
- おんぶひも
- ほ乳びん
- スプーン
- おしりふき
- ベビー毛布
- 乳幼児のおもちゃ

#### 要介護者のいる家庭で用意するもの

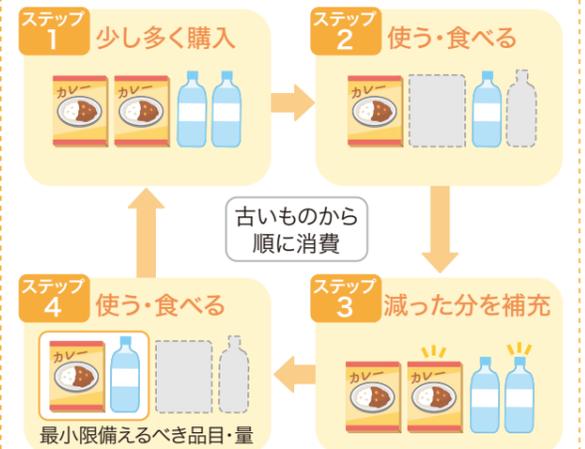
- 着替え
- 障害者手帳
- 介護食
- おむつ
- 補助具等の予備

#### 妊婦のいる家庭で用意するもの

- さらし
- 母子手帳
- 新生児用品

### ローリングストックのススメ

食料や日用品は常に少し多めの状態をキープ



## ■ 事前に自分の家の近くの給水所を確認しましょう!

横浜市では災害に備えて、さまざまな給水設備を整備しています。

横浜市 災害時給水所 検索

	施設名	住所
地下給水タンク 1日目から使用可能		
耐震給水栓 1日目から使用可能		
緊急給水栓 4日目から使用可能		



### 水を入れる容器を準備しよう



# 令和4年度 港北区地域防災拠点 の訓練について

港北区総務課

# 令和4年度における訓練の実施について

新型コロナウイルス感染症の影響は依然続いておりますが、**大地震はいつ起こるかわかりません**。そのため、必要な感染症対策を行ったうえで訓練を実施し、自助・共助意識、地域防災力、災害対応力の向上を図ってください。

「新型コロナウイルス感染症対策の神奈川県対処方針」を受け、訓練の実施にあたっては、「新型コロナウイルス感染症対策実施チェックシート」（別添）を作成してください。

今後、県の対処方針が改訂された場合は、原則として同方針に準じた対応をお願いいたします。

## 開催の考え方（令和4年5月26日時点）

- 緊急事態宣言が発令された場合は、原則訓練は中止してください。
- 感染症対策を行うことが難しい場合は、訓練を中止し、図上訓練やマニュアルの読み合わせなどを実施してください。
- 作成した「チェックシート」の内容を遵守してください。

# 令和4年度における訓練の実施について

## 【「チェックシート」の内容の例】

### 感染症対策チェック項目

感染症対策チェック項目		
参加者へ周知	①	発熱、咳、倦怠感、息苦しさ等の症状がみられる方の参加は控えるようあらかじめ参加者に周知してください
	②	マスクの着用、手洗いや咳エチケットを周知してください
施設 ・ 会場	③	3つの密（密閉空間・密集場所・密接場面）を避けてください ※厚労省リーフレット「3つの密を避けるための手引き」参照
	④	定期的に換気してください
	⑤	上記の人数上限や収容率の要件を守ってください
	⑥	会場入口等に消毒液を設置してください

# 令和4年度における訓練の実施について

## 【最低限実施していただきたい内容】

- 新しい拠点委員の顔合わせ、各自の役割の確認
- 情報受伝達訓練（各地域防災拠点と本部との連絡）
- 防災備蓄庫内の資機材・備品の保管場所や使用できるかの点検、備蓄食料の確認  
（使用期限や消費期限等を確認してください。）
- 校門に入ってから避難所として設定している体育館や教室までの経路、入口等の開錠方法の確認

# 大地震の教訓

東日本大震災など過去の震災では、長期に渡る避難生活を強いられた被災者が多くいました。一部の避難者の尊厳が守られない避難生活となり、「もう、ここにいることがつらいんです」と涙を流した避難者もいました。また車中泊、衛生上の問題、ストレスを起因とする震災関連死もありました。

⇒過去の教訓を生かし、発災時の円滑な開設に加え、様々な避難者の負担・ストレスを軽減できる拠点運営を目指した訓練が必要です。



# 自らの命を自ら守るために～自助の啓発の推進～

発災時に自宅に住めなくなる住民を少しでも減らし、拠点の資源を本当に必要としている人へ提供するためにも、まずは住民一人ひとりが自らや家族の命を守り、家を守り、備蓄を行うことが求められます。

## 地域の皆さまへ知っていただきたいこと

- 家具の転倒防止、懐中電灯の常備などの揺れから「身を守る」こと
- 自宅を守るため、感震ブレーカーを設置したり、消火器を用意しておくなど「火災を起こさない」こと
- 最低3日分の備蓄をしておくこと
- 自宅で避難生活を送ることができる状態であれば「**在宅避難**」をすること



リーフレットを作成しました！

町の防災組織（各町内会自治会）と連携し、自助・共助の取組を地域全体へ広げていくことが大切です。

# 訓練内容の充実

発災時の混乱を想定した開設・運営訓練に加え、

- ①障害者、高齢者や乳幼児などの要援護者も含め様々な避難者を想定した訓練
  - ②女性の視点を取り入れ、更衣室や授乳室、女性用トイレなどに配慮した訓練
  - ③新型コロナウイルス感染症を踏まえ、パーテーションなどを活用したり、発熱者用の避難スペースを確保するなどの訓練
- も実施しましょう！

港北区では、28年度から「ストレスの少ない長期避難生活」を目指し、区独自に、床面の固さ冷たさを軽減する「エアマット」、プライバシー空間確保のための「パーテーション」などさまざまな資機材を導入しています。

⇒導入した資機材の例は次ページへ

# 港北区で独自に整備した資機材



【エアマット】  
(各1,200枚)



【パーテーション】  
(各2基)



【かご台車】  
(各2台)



【自動ラップ式トイレ】  
(各1基)



【段ボールベッド】  
(各5床)



【女性用着替え  
テント】  
(各1基)



【子ども用遊び場  
マット】  
(各1セット)



【ペット一時飼育用  
テント】  
(各1基)

# 女性や要援護者に配慮した実践的な訓練の例 ～教室割り等の訓練～

避難者の中には、障害者、高齢者、乳幼児など様々な支援が必要な方がいることも想定されます。

⇒多様な避難者のストレス軽減に向けて、避難・生活スペースとしての教室の使用や、生活ルールの作成など、実践的な訓練を実践することが必要です。

## 訓練にあたって考慮する事項

- ◆女性：着替え、トイレ、物品配布時等を感じるストレスの軽減  
⇒更衣スペース設置、気兼ねなく女性用品を入手するための工夫
- ◆乳幼児：母親や周囲のストレス ⇒授乳室の設置・個室化
- ◆高齢者：段差や狭い通路での歩きづらさ ⇒段差の削減、通路幅の確保
- ◆障害者：視覚、聴覚、知的、精神障害者の避難を考慮した教室の確保



「エアマット」「パーティション」等も活用しつつ、教室割りの訓練も積極的に実施してください

# 女性や要援護者の視点を盛り込んだ避難所運営



**体育館のレイアウト例**

地域防災拠点の開設・運営においては、避難生活を送る上での女性・子どもへの暴力防止対策や男女のニーズの違いへの配慮が必要となります。  
 発災直後は混乱しており、すべてに対応することは難しい場合もあるため、**最初は裏面のチェックリストを活用し、できる範囲から取り組みを進めましょう。**

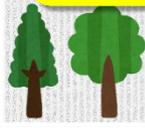
【ポイント】  
 女性用品を常備しておくことで、ストレスなく物資を利用できます。

【ポイント】  
 ・拠点以外の避難者の物資は、体育館以外の場所に集積することも考えましょう。  
 ・どこに何がどのくらいあるかが分かるように集積し、配置図も作成しましょう。

物資集積スペース  
 掲示板



【ポイント】  
 女性用トイレだけでなく男性用トイレにも意見箱を設置することで、隠れた多様なニーズを把握できます。



女性用トイレ



● 女性用品の配備の例

男性用トイレ

本部

女性更衣室

授乳室

キッズスペース

男性更衣室

居住スペース

介護や介助等が必要な方のスペース

男性優先スペース  
 (単身男性や男性のみの世帯など)

女性優先スペース  
 (単身女性や女性のみ世帯など)

一般世帯

食事ブース

ステージ

物資集積スペース

【ポイント】  
 ・女性更衣室や授乳室の入り口は壁側に設定するなど、開閉時中が見えないような工夫も重要です。  
 ・キッズスペースは、利用者が協力して運営します。また、夜間は撤収するとスペースが有効活用できます。

【ポイント】  
 ・プライバシー確保の観点から、間仕切り用パーテーション等を活用することも考えられます。  
 ・それぞれの区画の中にも、適宜通路を設定する

【ポイント】  
 ・拠点の避難者の日用品は、体育館の中に集積しておくと便利です。  
 ・女性用品は女性が配布しましょう。

【ポイント】  
 世帯の属性ごと（子育て世帯、高齢者世帯など）にスペースを分けることで犯罪防止やお互いのストレス軽減に努めましょう。

【ポイント】  
 女性や子どもへの犯罪防止の観点から、トイレ周辺や導線上に照明を確保し、暗がりや死角をなくすなどの工夫が必要です。



【ポイント】  
 女性、乳幼児、高齢者、障害者、感染症患者等に配慮し、あらかじめ学校管理者及び拠点運営委員会で協議し、概ね3教室分のスペースを確保するように決めておきましょう。

【ポイント】  
 洗濯物干し場の設置場所、管理方法や利用ルール等も事前に検討しておくとう安心です。



# 新型コロナウイルス感染症を踏まえた訓練

新型コロナウイルス感染症の影響が続くなか、地域防災拠点には、**熱がある方、新型コロナウイルス感染症の陽性が疑われる方など、体調がすぐれない方が避難してくる場合があります。**

そのような方が避難してきた場合に備え、各拠点では感染症対応を踏まえた訓練の実施を検討してください。「**新型コロナウイルス感染症を踏まえた地域防災拠点の開設・運営のポイント**」を参考に、今年度の訓練の実施に活かしてください。

新型コロナウイルス感染症を踏まえた  
地域防災拠点の開設・運営のポイント

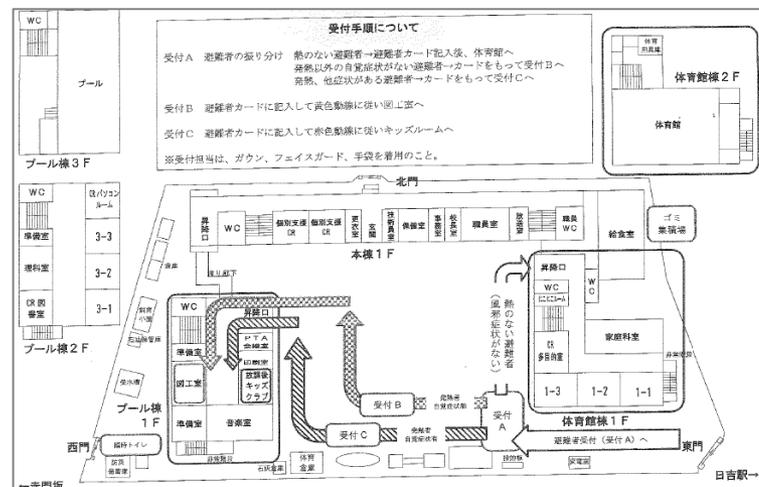
令和2年6月  
(令和3年5月一部改定版)  
横浜市総務局危機管理室

# 新型コロナウイルス感染症を踏まえた訓練 ～受付・動線～

令和2、3年度に行われた、感染症を踏まえた訓練の事例をご紹介します。



受付での検温チェックと症状の有無による動線確認

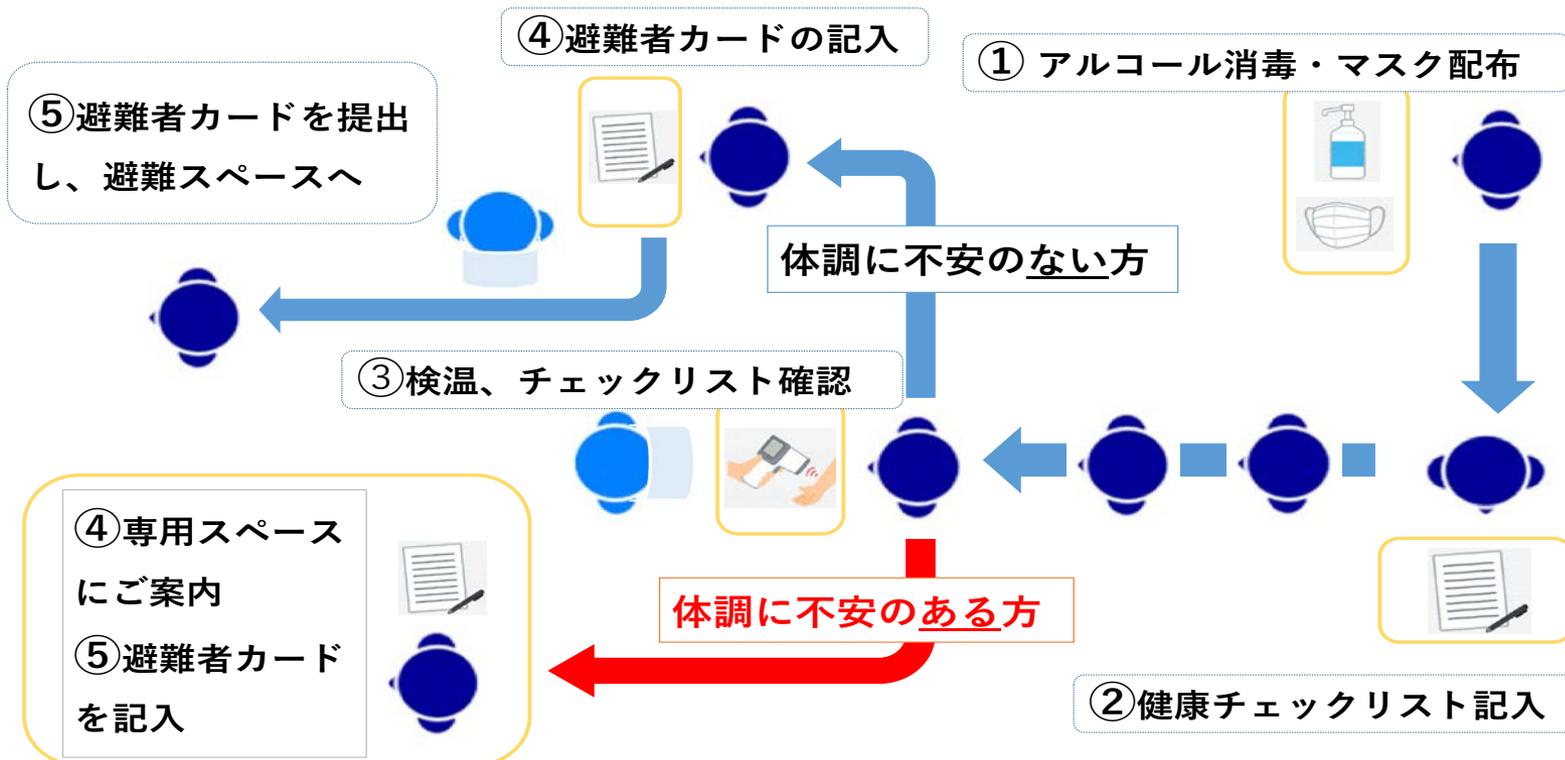


拠点開設・運営マニュアルに  
動線を表示

# 新型コロナウイルス感染症を踏まえた訓練

## ～受付・動線～

受付・動線は拠点のレイアウトにより様々です。



- ① 受付前にアルコール消毒やマスクを着用していない人へマスクを配付しましょう
- ② 受付前に健康チェックリスト（次ページ）を記入してもらいましょう
- ③ 検温と健康チェックリストにより、避難スペース・専用スペースどちらにご案内するか判断しましょう
- ④⑤ 避難スペースまたは専用スペースにご案内し、避難者カードを記入してもらいましょう。

# 新型コロナウイルス感染症を踏まえた訓練

## ～受付・動線～

受付前に、「健康チェックリスト」（別添）を記入してもらい、受付での避難者の滞留を防ぎましょう。

口頭でのやりとりを減らすことで、飛沫の拡散を防ぐ効果も期待できます。

受付は避難者の密が特に懸念されます。各拠点ごとに密を回避するレイアウトを考えておきましょう。

### 健康チェックリスト（例）

以下の項目を確認し、当てはまる項目をチェックしたうえで、提出してください。

- 陽性者で自宅療養中ですか？
- 濃厚接触者で健康観察中ですか？
- PCR検査を受け、検査結果待ちですか？

-----  
(咳・発熱等)

- 37.5℃以上の発熱がありますか？  
体温\_\_\_\_\_℃（体温計で測定し記入）

- 息苦しさはありますか？
- 味や臭いを感じられない状態ですか？
- 咳がありますか？ ※喘息の方は除きます。
- 倦怠感がありますか？
- その他（頭痛、下痢、結膜炎等の症状）

- 
- 上記に該当する症状等はありません

氏名： \_\_\_\_\_

# 新型コロナウイルス感染症を踏まえた訓練 ～避難スペースのレイアウト～

拠点独自に間仕切り等を購入し、感染症対策訓練を実施するなど、コロナ禍を踏まえたレイアウトの検討を実施しました。



拠点独自に購入したプラスチック製の間仕切りを使用したレイアウトの訓練

ホームセンターなどで簡単に購入できるものもあります。

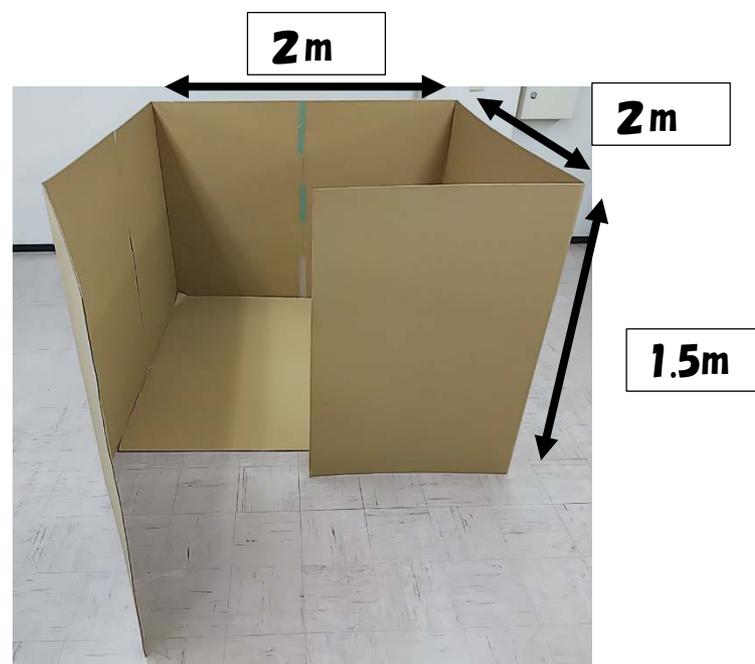
実際の訓練で使用し、何が適しているかを検討していくことが重要です。

令和2年度、市で購入した段ボール間仕切り及びベッドを活用した訓練

# 新型コロナウイルス感染症を踏まえた訓練

## ～協定を活用した避難スペースのレイアウト作成～

令和2年度、港北区役所では、避難者同士の飛沫感染を防ぐため、災害時に、区内企業が段ボール製の板等を各地域防災拠点へ配送する協定を締結しました。



発災時には写真のような段ボール製板が配送されます。これを用いて区画を作ります。

段ボール製の板を組み合わせ、2m四方、高さ1.5mの区画を整備します。

# 新型コロナウイルス感染症を踏まえた訓練 ～その他～

訓練を実施できなかった拠点では、勉強会や座学でのレイアウトの検討を実施しました。コロナ禍のため、無理に訓練を実施する必要はありません。できることから始めましょう。



勉強会の様子



感染症対策物品を備蓄庫以外に備蓄している場合や、備蓄庫が複数にある場合は、どこに備蓄しているかをしっかりと確認しましょう。

## 新型コロナウイルス感染症対策実施チェックシート

このチェックシートは、令和4年3月17日の神奈川県対処方針などを参考に作成しています。  
 県の方針の変更に伴い、本シートも見直す場合があります。

感染症対策チェック項目		✓欄
参加者へ周知	① 発熱、咳、倦怠感、息苦しさ等の症状がみられる方の参加は控えるようあらかじめ参加者に周知してください	
	② マスクの着用、手洗いや咳エチケットを周知してください	
施設・会場面	③ 3つの密（密閉空間・密集場所・密接場面）を避けてください ※厚労省リーフレット「3つの密を避けるための手引き」参照	
	④ 定期的に換気してください	
	⑤ 上記の人数上限や収容率の要件を守ってください	
	⑥ 会場入口等に消毒液を設置してください	
	⑦ 主に参加者の手が触れる場所を消毒してください（ドアノブ、手すり、マイクなど）	
運営面	⑧ 開催時間を短縮できるよう工夫してください	
	⑨ 参加者に感染予防行動（②などの内容）を呼びかけてください	
	⑩ 炊き出し等飲食は行わないでください（必要な水分補給は可）	
	⑪ 参加者、連絡先を名簿等で把握してください	

## 健康チェックリスト（例）

以下の項目を確認し、当てはまる項目をチェックしたうえで、提出してください。

- 陽性者で自宅療養中ですか？
- 濃厚接触者で健康観察中ですか？
- PCR検査を受け、検査結果待ちですか？

-----  
(咳・発熱等)

- 37.5℃以上の発熱がありますか？

体温\_\_\_\_\_℃（体温計で測定し記入）

- 息苦しさはありますか？
- 味や臭いを感じられない状態ですか？
- 咳がありますか？ ※喘息の方は除きます。
- 倦怠感がありますか？
- その他（頭痛、下痢、結膜炎等の症状）

- 
- 上記に該当する症状等はありません

氏名： \_\_\_\_\_

令和4年5月26日

地域防災拠点運営委員会委員長

## 段ボール製間仕切り等を活用した地域防災拠点における訓練の実施について

港北区役所では、避難所での新型コロナウイルス感染防止対策として、区内企業と災害時に段ボール製品を調達する協定を締結しています。

震災時には、希望する各地域防災拠点へ段ボール製間仕切り等を提供する予定です。そのため、各拠点で検討されている避難スペースのレイアウトについては、段ボール製間仕切りの活用も踏まえ、御検討いただきますようお願いいたします。

なお、各拠点の訓練で本段ボール製間仕切り等を活用していただくことが可能です。活用を希望する場合は、担当までお申し込みください。

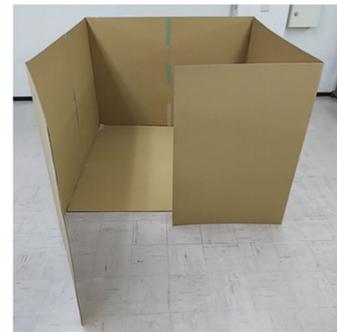
### 1 記者発表資料

別添のとおり

### 2 配布セット数

最大3セット

※連絡協議会の予算の状況により、希望のセット数を用意できない場合があります。



段ボール製間仕切り

### 3 申込方法

別添「段ボール製間仕切り等活用申込書」を担当まで提出してください。

### 4 費用負担

連絡協議会の予算で負担します。

### 5 その他

申込多数となった場合は、お受けできない場合があります。あらかじめ御了承ください。

(担当)

総務課防災担当 大工保、亀本

TEL : 540-2206、FAX : 540-2209

港北区内企業のニッパ株式会社と港北区役所は

## 「災害時における段ボール製品の調達に関する協定」

を締結しました。

新型コロナウイルス感染症の感染拡大を踏まえ、災害時には避難所での感染防止を図ることが大変重要になっています。また、避難所開設に際して、避難者のプライバシーの確保に配慮する取組も求められています。

この度、港北区役所では、港北区内企業であるニッパ株式会社と災害発生時等に段ボール製品の調達に関する協定を9月14日に締結し、避難所内に避難者の居場所を迅速に設営し、多様な避難者や、各避難所に即した対応を図ります。

### 協定の概要

地震や台風などの災害が起こったとき、または災害が起こることが予想される場合に、港北区からの要請に基づき、避難所運営に必要な段ボール製品（間仕切り、段ボール製シートなど）を各避難所へ迅速に配送します。

#### ご提供いただく製品の例

感染症対策として、幅2m、高さ1.5mの段ボール製の板を組み合わせ、避難スペースごとに段ボール製の区画を設置します。（同時にプライバシーの確保も図ります。）  
また、床には厚さ5mmの段ボール製のシートを置くことで、床の固さ、寒さによるストレスの軽減を図ります。



ニッパ（株）  
秋本代表取締役 CEO

港北区役所  
栗田区長

#### 秋本代表取締役 CEO からのメッセージ

日頃より有事に備える事が大切と考えます。  
万が一の際、迅速に当社の製品をご利用いただく事で、少しでも地域の皆様のお役に立てればと存じます。

#### 《参考》ニッパ株式会社の概要について

所在地：神奈川県横浜市港北区新羽町 1508 番地

代表取締役 CEO： 秋本 りつ子

昭和36年創業。横浜市港北区新羽町を本社とし、市内では中区、新横浜に営業所を置き、多品種の紙製品・容器製造販売を行っている。

紙製品関連会社として、紙おむつのパイオニア株式会社光洋、NPPがある。

#### お問合せ先

港北区総務課長 竹下 幸紀 Tel 045-540-2204

**港北区役所総務課防災担当行**  
(原則、搬入希望日の1か月前までにお申し込みください)

**段ボール製間仕切り等活用申込書**

申込日	令和 年 月 日
拠点名	地域防災拠点運営委員会
搬入希望日時	令和 年 月 日 ( ) 時 分～ 時 分
訓練実施日時	令和 年 月 日 ( ) 時 分～ 時 分
搬入場所	
希望セット数 (最大3セット)	セット
その他 (ご要望等)	

港北区役所総務課防災担当行  
(原則、搬入希望日の1か月前までにお申し込みください)

## 段ボール製間仕切り等活用申込書

申込日	令和4年6月18日
拠点名	〇〇小学校地域防災拠点運営委員会
搬入希望日時	令和4年7月27日(水) 16時00分
訓練実施日時	令和4年7月30日(土) 8時30分～12時00分
搬入場所	防災備蓄庫
希望セット数 (最大3セット)	3セット
その他 (ご要望等)	

令和4年5月26日

地域防災拠点運営委員会委員長

## 地域防災拠点に備蓄している食料の有効活用について（依頼）

令和4年度に更新を迎える備蓄食料について、拠点訓練等における有効活用を次のとおり依頼します。

### 1 訓練等で配布可能な備蓄食料

品目	配布可能箱数	製造年度 (ラベル色)	賞味期限
水缶詰	17箱 (24本/箱)	平成28年度 (赤色ラベル)	令和5年8月31日
保存パン	10箱 (20食/1箱)	平成29年度 (青色ラベル)	令和5年1月31日
おかゆ	6箱 (20食/1箱)	平成29年度 (青色ラベル)	令和5年1月31日
クラッカー	3箱 (70食/箱)	平成29年度 (青色ラベル)	令和5年1月31日又は 令和5年2月28日

※上記の食料以外は配布しないでください。(平成29年度製造のスープ、令和3年度製造の粉ミルクは有効活用できません。)

### 2 活用可能時期と数量

別添「令和4年度備蓄食料の更新計画（予定）」のとおり  
(令和4年度分が配送された後に活用してください。)

### 3 留意点

- ・賞味期限切れのものを訓練等で配布しないよう、必ず期限を確認して配布してください。
- ・対象の備蓄食料以外は、訓練等で配布しないでください。
- ・保存パン、おかゆ及びクラッカーを活用する場合は、必ず令和4年12月までに使い切ってください。

### 4 報告書の提出

備蓄食料を配布する場合は、令和4年6月30日(月)までに、別添の報告書を港北区総務課防災担当に御提出いただきますよう、御協力をお願いいたします。

誤配布や備蓄庫に期限の切れた備蓄食料が残ることを防ぐため、確実に活用する食料のみ御報告ください。なお、報告が無い場合は活用しないものとさせていただきます。

### 5 その他

回収予定の備蓄食料は備蓄庫の入口にまとめて置いていただけますよう、御協力をお願いいたします。

(担当)

総務課防災担当 新井田、滝沢

TEL : 540-2206、FAX : 540-2209

## 令和4年度 備蓄食料の更新計画（予定）

品目	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月
水缶詰				有効 報告 期の 有無 の	【配送】令和4年度製造分(青色ラベル)(24本/箱×14箱) 【回収】平成28年度製造分(赤色ラベル)(24本/箱×17箱)					【未使用分の 回収】		
保存パン					【配送】令和4年度製造分(青色ラベル)(20食/箱×10箱) 【回収】平成29年度製造分(青色ラベル)(20食/箱×10箱)							
おかゆ					【配送】令和4年度製造分(青色ラベル)(20食/箱×5箱) 【回収】平成29年度製造分(青色ラベル)(20食/箱×6箱)							
クラッカー					【配送】令和4年度製造分(青色ラベル)(70食/箱×3箱) 【回収】平成29年度製造分(青色ラベル)(70食/箱×3箱)							
ライスクッキー					【配送のみ】令和4年度製造分(青色ラベル)(20食/箱×1箱)							
【有効活用】					令和4年度分が配送された後から拠点訓練等で有効活用 							
スープ					【配送】令和4年度製造分(青色ラベル)(45食/箱×2箱) 【回収】平成29年度製造分(青色ラベル)(45食/箱×1箱)							
粉ミルク					【配送】令和4年度製造分(青色ラベル)(20缶/箱×1箱) 【回収】令和3年度製造分(赤色ラベル)(20缶/箱×1箱)							
【有効活用】					※スープ及び粉ミルクは賞味期限が短いため有効活用不可							

提出期限:令和4年6月30日(木)

令和4年 月 日

港北区総務課防災担当 行

港北区\_\_\_\_\_地域防災拠点運営委員会

担当者\_\_\_\_\_

連絡先\_\_\_\_\_

## 報 告 書

令和4年度に更新する予定の備蓄食料を防災訓練等で次のとおり有効活用（配布）します。

### 1 活用（配布）予定日

令和 年 月 日

### 2 訓練等での活用（配布）予定数量

水缶詰	保存パン	おかゆ	クラッカー
箱	箱	箱	箱

(担当)

総務課防災担当 新井田、滝沢

TEL : 540-2206、FAX : 540-2209

# 地域防災活動奨励助成金の申請等について

## 令和4年度 提出書類

書類は令和4年6月30日(木)までに提出してください。

提出書類1 令和4年度 地域防災活動奨励助成金交付申請書

提出書類2 令和4年度 地域防災活動事業計画書

提出書類3 令和4年度 地域防災拠点運営委員会連絡協議会事業予算書

提出書類4 令和4年度 地域防災拠点運営委員会 訓練予定表

※提出書類3の事業予算書については、これまで区から交付していた助成金(12万円)にかかる支出・収入のみを記載しておりましたが、令和3年度の事業決算書と同様に、運営委員会の活動にかかるすべての予算・収入を記載することに変更しています。

### 【申請の流れ】

- ① 提出された申請書を基に、連絡協議会が助成金の交付を決定し、交付決定通知書及び請求書を各運営委員会委員長宛に送付します。
- ② 各運営委員会から、請求書を事務局(港北区総務課)宛てに提出してください。
- ③ 提出された請求書を基に、連絡協議会が各運営委員会に助成金の支払い手続きを行います。

## 令和4年度 港北区地域防災活動奨励助成金交付申請書

令和 年 月 日

港北区地域防災拠点運営委員会  
連絡協議会 会長

(申請者)

\_\_\_\_\_ 学校地域防災拠点運営委員会  
委員長 \_\_\_\_\_

標記奨励助成金の交付を受けたいので、次のとおり申請します。

交付申請金額      ¥ 120,000-

<内 訳>      運営委員会における会議費・訓練経費・防災備蓄庫の自主点検費用として

【記載例】

令和4年度 港北区地域防災活動奨励助成金交付申請書

令和 4 年 6 月 29 日

港北区地域防災拠点運営委員会  
連絡協議会 会長

(申請者)

〇〇〇小\_\_\_\_\_学校地域防災拠点運営委員会  
委員長 港北 太郎

標記奨励助成金の交付を受けたいので、次のとおり申請します。

交付申請金額            ¥ 120,000-

<内 訳>            運営委員会における会議費・訓練経費・防災備蓄庫の自主点検費用として

令和4年度 港北区地域防災活動事業計画書

学校地域防災拠点運営委員会

	事業名・内容	期 日 間	参 加 数
運営に係わる事業			
管理に係わる事業			

## 【記載例】

令和4年度 港北区地域防災活動事業計画書

〇〇〇 小学校地域防災拠点運営委員会

	事業名・内容	期日 期間	参加 人数
運 営 に 係 わ る 事 業	・地域防災拠点訓練打合せ	7月20日	30人
	・資機材取扱訓練	8月10日	50人
	・地域防災拠点訓練	9月5日	700人
	・地域防災拠点訓練反省会	10月8日	20人
管 理 に 係 わ る 事 業	・防災備蓄庫点検	2月25日	17人
	・資機材点検	6月9日	12人

## 令和4年度 港北区地域防災拠点運営委員会連絡協議会事業予算書

\_\_\_\_\_ 学校地域防災拠点運営委員会

## 1 収入の部

単位:円

項 目	予 算 額	前年度予算額	増△減	説 明
横浜市助成金	120,000	120,000	0	
収入合計額				

## 2 支出の部

単位:円

項 目	予 算 額	前年度予算額	増△減	説 明
支出合計				

※地域防災拠点の活動にかかる予算、収入は全て計上してください。

【記載例】

令和4年度 港北区地域防災拠点運営委員会連絡協議会事業予算書

〇〇〇 中 学校地域防災拠点運営委員会

1 収入の部

単位:円

項目	予算額	収入済額	増△減	説明
横浜市助成金	120,000	120,000	0	
～連合町内会からの補助	〇〇〇,〇〇〇	〇〇〇,〇〇〇		
前年度繰入金	〇〇〇,〇〇〇	〇〇〇,〇〇〇		
収入合計額	〇〇〇,〇〇〇	〇〇〇,〇〇〇		

2 支出の部

単位:円

項目	予算額	支出済額	増△減	説明
防災備蓄庫点検整備費	50,000	50,000	0	電池交換、修繕費
打合せ事務費	20,000	20,000	0	はがき代
備品購入費	50,000	50,000	0	机の購入
〇〇〇	〇〇〇,〇〇〇	〇〇〇,〇〇〇	〇〇,〇〇〇	〇〇〇
支出合計	〇〇〇,〇〇〇	〇〇〇,〇〇〇		

## 令和4年度 地域防災拠点運営委員会 訓練予定表

地域防災拠点名	学校地域防災拠点
訓練予定日時	年 月 日 時から
訓練内容	

## 【記載例】

## 令和4年度 地域防災拠点運営委員会 訓練予定表

地域防災拠点名	〇〇〇小 学校地域防災拠点
訓練予定日時	令和3年 11 月〇〇日 9時から
訓練内容	<ul style="list-style-type: none"><li>・〇〇〇〇の訓練</li><li>・アマチュア無線訓練</li></ul>

現時点で行う予定の訓練内容を記載してください。  
※記載した内容を必ず行わなければならないわけではありません。

令和4年度 港北区地域防災活動事業計画書

学校地域防災拠点運営委員会

	事業名・内容	期 日 間	参 加 数
運営に係わる事業			
管理に係わる事業			

## 【記載例】

令和4年度 港北区地域防災活動事業計画書

〇〇〇 小学校地域防災拠点運営委員会

	事業名・内容	期日 期間	参加 人数
運 営 に 係 わ る 事 業	・地域防災拠点訓練打合せ	7月20日	30人
	・資機材取扱訓練	8月10日	50人
	・地域防災拠点訓練	9月5日	700人
	・地域防災拠点訓練反省会	10月8日	20人
管 理 に 係 わ る 事 業	・防災備蓄庫点検	2月25日	17人
	・資機材点検	6月9日	12人

## 令和4年度 港北区地域防災拠点運営委員会連絡協議会事業予算書

\_\_\_\_\_ 学校地域防災拠点運営委員会

## 1 収入の部

単位:円

項 目	予 算 額	前年度予算額	増△減	説 明
横浜市助成金	120,000	120,000	0	
収入合計額				

## 2 支出の部

単位:円

項 目	予 算 額	前年度予算額	増△減	説 明
支出合計				

※地域防災拠点の活動にかかる予算、収入は全て計上してください。

【記載例】

令和4年度 港北区地域防災拠点運営委員会連絡協議会事業予算書

〇〇〇 中 学校地域防災拠点運営委員会

1 収入の部

単位:円

項目	予算額	収入済額	増△減	説明
横浜市助成金	120,000	120,000	0	
～連合町内会からの補助	〇〇〇,〇〇〇	〇〇〇,〇〇〇		
前年度繰入金	〇〇〇,〇〇〇	〇〇〇,〇〇〇		
収入合計額	〇〇〇,〇〇〇	〇〇〇,〇〇〇		

2 支出の部

単位:円

項目	予算額	支出済額	増△減	説明
防災備蓄庫点検整備費	50,000	50,000	0	電池交換、修繕費
打合せ事務費	20,000	20,000	0	はがき代
備品購入費	50,000	50,000	0	机の購入
〇〇〇	〇〇〇,〇〇〇	〇〇〇,〇〇〇	〇〇,〇〇〇	〇〇〇
支出合計	〇〇〇,〇〇〇	〇〇〇,〇〇〇		

## 令和4年度 地域防災拠点運営委員会 訓練予定表

地域防災拠点名	学校地域防災拠点
訓練予定日時	年 月 日 時から
訓練内容	

## 【記載例】

## 令和4年度 地域防災拠点運営委員会 訓練予定表

地域防災拠点名	〇〇〇小 学校地域防災拠点
訓練予定日時	令和3年 11 月〇〇日 9時から
訓練内容	<ul style="list-style-type: none"><li>・〇〇〇〇の訓練</li><li>・アマチュア無線訓練</li></ul>

現時点で行う予定の訓練内容を記載してください。  
※記載した内容を必ず行わなければならないわけではありません。

令和4年5月26日

地域防災拠点運営委員会委員長

### 令和4年 地域防災拠点運営研修の御案内（依頼）

時下ますますご清祥のこととお喜び申し上げます。

日ごろから、横浜市政の推進に御理解・御協力をいただきありがとうございます  
今年度も、地域防災拠点運営委員の方を対象とした、地域防災拠点運営研修を実施します。  
別紙の案内文を御参照のうえ、受講者を推薦いただきますようお願いいたします。

※推薦は任意

※委員会委員長が受講していただくことも可能

- 1 研修概要（日時、場所、申込方法、問い合わせ先 等）  
別紙（案内文）のとおり

- 2 添付資料  
案内文（令和4年地域防災拠点運営研修のご案内）

（担当）  
横浜市総務局地域防災課  
長谷川、橋本  
TEL：671-3456

# 令和4年 地域防災拠点運営研修の御案内

地震時の避難所である地域防災拠点は、拠点運営委員や避難された方によって運営します。  
本研修を受講いただき、具体的な運営方法を学びましょう。

## 1 研修対象者

拠点運営委員の方（研修の成果を地域防災拠点運営につなげていただくため、お手数ですが、各拠点の代表者の方から御推薦をお願いします。）

※推薦は任意です。

※各組織から2名まで推薦可能です。

※家庭防災員、防災ライセンス講習会、  
防災・減災推進研修を受講された方も推薦可能です。

### 【受講者の声】

講義やグループワークを通じて拠点運営の具体的なイメージがつかえました。

## 2 研修内容

### (1) 研修カリキュラム

9:30 ～ 10:30	【講義】 「地域防災拠点の運営方法について知ろう」	○地域防災拠点の運営方法や拠点運営の活動事例等について学びます。
10:30 ～ 12:00	【グループワーク】 「避難所運営の模擬体験をしよう」	○ケーススタディを通して避難所で起きている出来事にどう対応するか図上にて体験します。

(2) 開催日時 ※ 内容はすべて同じです。

【時間】 9:30～12:00

日程	場所	定員
6月27日(月)	横浜市民防災センター(横浜駅)	50名
6月28日(火)	横浜市民防災センター(横浜駅)	50名
6月29日(水)	横浜市民防災センター(横浜駅)	50名
6月30日(木)	横浜市民防災センター(横浜駅)	50名
7月2日(土)	栄区役所(本郷台駅)	40名
7月9日(土)	旭区役所(鶴ヶ峰駅)	40名
7月23日(土)	金沢区役所(金沢文庫駅)	40名
7月30日(土)	青葉区役所(市が尾駅)	40名
8月4日(木)	中区役所(関内駅)	50名

申込方法等は  
裏面のとおり

### 3 申し込み方法

「地域防災拠点運営研修 推薦書」(別紙1)に、必要事項を御記入のうえ、郵送、FAXまたは電子メールにて、6月10日(金)まで(必着)に、以下の宛先にお申し込みください。

申し込みの受付や受講者決定通知の送付等は、株式会社ミントスに委託しています。

【宛先】株式会社ミントス

○郵送：〒231-0014 横浜市中区常盤町1-2-1 9F-D

○FAX：045-228-8510

○電子メール：seminar.annai2021@gmail.com

### 4 受講者の決定

6月中旬ごろに、受講決定の通知を、受講者あてにお送りいたします。

※希望者が、定員を超えた場合は、来年度以降に受講をお願いすることがあります。その場合、「各区の受講者数のバランス」などを考慮し、受講者を決定させていただきますのでご了承ください。

### 5 新型コロナウイルス感染症への対策について ※詳細なコロナ対策は別添のとおり

研修の実施にあたっては、研修施設の消毒、換気、受講者の間隔を確保して実施します。

また、受講者につきましては、マスクの着用、受付での消毒、検温にご協力をお願いします。

なお、受講日に緊急事態宣言が発出されている場合には中止とします。

### 6 自宅学習編

新型コロナウイルス感染症の状況を踏まえ、自宅学習用の動画をすべて閲覧したうえで、「修了証発行申請書」を御提出していただいた場合には、「地域防災拠点運営研修」を受講したとものとします。修了証の発行を希望される場合は、「修了証発行申請書」(別紙2)を総務局地域防災課まで送付ください。

申請書受付期間：令和4年6月10日(金)から令和5年3月20日(月)まで

### 7 お問い合わせ

研修の申し込み方法等について (申し込みの受付業務を以下に委託しています)

担当 株式会社ミントス

電話：045-228-8080

研修の内容や自宅学習編の申し込み方法等について

担当 横浜市総務局地域防災課 (長谷川、橋本)

電話：045-671-3456

### 8 その他

※当日午前8時の時点で「警報」または「特別警報」が横浜市域に発令されている場合は中止とします。

また、それ以外の場合でも悪天候等の理由により中止することがあります。当日中止と判断した場合には当日午前8時以降に横浜市ホームページにて御案内いたします。

パソコン・スマートフォン等をお持ちでない方は、横浜市コールセンターまで御連絡下さい。

研修に関するホームページはこちら

横浜市 防災・減災推進研修

検索

<横浜市コールセンター> 045-664-2525 (平日・土日祝日いずれも 8:00~21:00)

令和 年 月 日

株式会社 ミントス 行

地域防災拠点名 \_\_\_\_\_

代表者名 \_\_\_\_\_

住 所 \_\_\_\_\_

電 話 \_\_\_\_\_

## 「地域防災拠点運営研修」推薦書

令和4年の「地域防災拠点運営研修」受講者として、次の方を推薦します。

しめい 氏名	住所	電話番号
	〒	
	〒	

- ・各組織から2名まで推薦することができます。
- ・氏名は楷書で、ふりがなを付け、住所は棟室番号まで御記入ください。
- ・**6月10日(金)まで(必着)**にご送付ください。
- ・研修時間はいずれも9:30~12:00です。

【受講希望日】 受講可能日(太枠)に○をつけてください。

※日程調整の都合上、できる限り多くの日程に○の御記入をお願いします。

実施日	【第1回】 6月27日(月)	【第2回】 6月28日(火)	【第3回】 6月29日(水)	【第4回】 6月30日(木)
場所	横浜市民防災センター	横浜市民防災センター	横浜市民防災センター	横浜市民防災センター
受講可能日				
実施日	【第5回】 7月2日(土)	【第6回】 7月9日(土)	【第7回】 7月23日(土)	【第8回】 7月30日(土)
場所	栄区役所	旭区役所	金沢区役所	青葉区役所
受講可能日				
実施日	【第9回】 8月4日(木)	—	—	—
場所	中区役所	—	—	—
受講可能日		—	—	—

研修の申込みにあたり収集する氏名、電話番号、住所の個人情報は「横浜市個人情報の保護に関する条例」の規定に従い、適正に管理し、決定通知の送付、研修の中止等、事務局から連絡の必要が生じた場合にのみ利用します。

【宛先】株式会社ミントス

○郵送：〒231-0014 横浜市中区常盤町1-2-1 9F-D

○FAX：045-228-8510

○電子メール：seminar.annai2021@gmail.com

総務局地域防災課 行

自治会・町内会等団体名 \_\_\_\_\_

代表者名 \_\_\_\_\_

住 所 \_\_\_\_\_

電 話 \_\_\_\_\_

## 「地域防災拠点運営研修」修了証発行申請書

次の方は指定された地域防災拠点運営に関する動画を閲覧しました。「地域防災拠点運営研修」の修了証の発行を申請します。

氏名	住所	電話番号
	〒	

動画名（収録時間）	閲覧完了
地域防災拠点開設マニュアル（約20分）	
新型コロナウイルス感染症を踏まえた災害時の避難（約5分）	
地域防災拠点の開設・運営について（約21分）	

※すべての動画を閲覧していただくことが修了証発行の条件となります。

※それぞれの動画について、閲覧完了欄にチェックをお願いします。

※組織内で取りまとめてご提出される場合は、本紙の氏名欄に「別紙のとおり」と記載し、別紙3に希望者全員分の「氏名」・「住所」・「連絡先」を御記入のうえ、御提出ください。

閲覧した動画に  
チェック（✓）

【動画の案内】防災学習コンテンツ内の動画より閲覧をお願いします。

ウェブサイトURL <https://cgi.city.yokohama.lg.jp/somu/chiikibousai>

二次元コード

横浜市 防災学習コンテンツ

検索



## 【備考】

修了証発行の申込みにあたり収集する氏名、住所、電話番号の個人情報は「横浜市個人情報の保護に関する条例」の規定に従い、適正に管理し、修了証の送付や研修のご案内等、事務局から連絡の必要が生じた場合にのみ利用します。

修了証には、地域防災拠点開設・運営マニュアルやスターターキット等、地域防災拠点運営を推進していただくうえで、参考となる資料を同封いたします。また、申請書提出から修了証発行までに、数週間から数か月程度お時間をいただく場合がございます。あらかじめご了承ください。

申請書送付先・問い合わせ先

※申請書はメール、FAX、郵送いずれかで送付してください。

総務局地域防災課（長谷川・橋本）

TEL：045-671-3456 FAX：045-641-1677

電子メール：so-gensai@city.yokohama.jp

住所：〒231-0005 横浜市中区本町6丁目50番地の10 10階



## 研修開催時の新型コロナウイルス感染症への対策について

研修の開催にあたり、感染対策を行ったうえで実施します。御理解と御協力のほど、よろしくお願いいたします。

### 1 基本的な感染対策の実施

- ・研修会場の席の間隔、受講者同士、講師と受講者との間隔を確保します。
- ・職員及び講師は、検温等健康管理に努め、手洗いをします。
- ・職員及び講師は、マスクを着用します。
- ・会場には手指消毒液を用意します。
- ・会場の机、ドアノブ等の消毒を行います。

### 2 受講される方へのお願い

- ・受付の際には、検温、手指の消毒をお願いします。
- ・体調不良（発熱、咳等の風邪症状）の方は受講をお控えください。
- ・研修施設内ではマスクの着用をお願いします。
- ・会場内における身体的距離の確保にご協力ください。
- ・受講中に体調不良になった場合、速やかにお申し出ください。
- ・休憩中等の会話は控えめにしてください。

### 3 その他

感染拡大の状況によって、開催方法の変更または中止の可能性があります。その場合には研修受講者宛にご連絡いたします。

問い合わせ先：横浜市総務局危機管理室地域防災課

担当：長谷川、橋本

TEL:045-671-3456 FAX:045-641-1677

令和4年5月26日

地域防災拠点運営委員会委員長

総務局地域防災課  
避難等支援担当課長

## 地域防災拠点の備蓄倉庫におけるガソリン等の保管について

日頃より地域防災拠点の運営に御尽力いただき誠にありがとうございます。  
拠点でのガソリン等の危険物の保管について、改めて周知させていただきます。

### 1 概要

ガソリン、消毒用アルコールなど消防法上の危険物について、一定量以上の貯蔵・取扱いをする場合は、市長の許可や消防署長への届出が必要となります。

各地域防災拠点運営委員会でガソリン等を購入、保管される際は届出不要な範囲の数量で、適切に管理していただきますようお願いいたします。

### 2 地域防災拠点の備蓄倉庫で保管可能な危険物の量（一部抜粋）

消防法上の危険物について、物品ごとに定められた「指定数量」の1/5未満の量は、届出不要です。  
届出不要な範囲の数量＝倉庫で保管可能な量を御確認ください。

物品	指定数量		倉庫で保管可能な量
ガソリン	200 リットル	➡ ÷ 5	40 リットル未満
消毒用アルコール※	400 リットル		80 リットル未満

※消毒用アルコールについては、アルコール濃度が60%以上(重量%)の製品が危険物に該当します。

複数の危険物を保管する場合は、それぞれの割合の合計が1/5未満となる必要があります。御不安な点があれば、各区総務課防災担当にご連絡ください。

【計算例】ガソリン20リットル、アルコール20リットルを保管している場合

$$\frac{\boxed{\text{ガソリン}}}{20 \text{ (保管している量)}} + \frac{\boxed{\text{アルコール}}}{400 \text{ (指定数量)}} = 0.15 \rightarrow 0.2 \left( \frac{1}{5} \right) \text{ 未満のため} \\ \text{届出不要}$$

※詳細は横浜市消防局ホームページ「許可や届出が必要な危険物の量」をご覧ください。

<https://www.city.yokohama.lg.jp/kurashi/bousai-kyukyu-bohan/shobo/seikatsu/mijika/kyoka-todokede.html>

【担当】総務局地域防災課  
御所脇・高安  
671-2011

# 災害時のペット対策について

地域防災拠点総会資料

令和4年6月

港北区生活衛生課

# 1 目的

➡ 人の命や安全を守るための取組です

---

ペットと一緒に避難（ペット同行避難）できない場合、飼い主が必要な避難をためらう恐れや、家に残したペットが心配で自宅に戻ること、二次被害に遭う可能性があります。

また、ペットが近くにいることで飼い主の心のケアに役立つことや、飼い犬の放浪による咬傷事故を防止することができます。

## 2 動物の飼育頭数

港北区 犬の登録件数

約13,500頭

ほぼ同数の猫

約13,500頭

$27,000\text{頭} \div 29\text{拠点} = \text{約}931\text{頭} / 1\text{拠点}$

他にも、ウサギ、ハムスター、インコなど・・・

### 3 飼い主の責務

一時預かり先（親戚、知人又はペットホテル等）を事前に確保しておくことや、日ごろのしつけが大切です。

また、ペット同行避難をしたとしても、ペットフードや水、薬、ケージなど、必要な物品は飼い主が用意する必要があります。

## 4 拠点で実施する内容



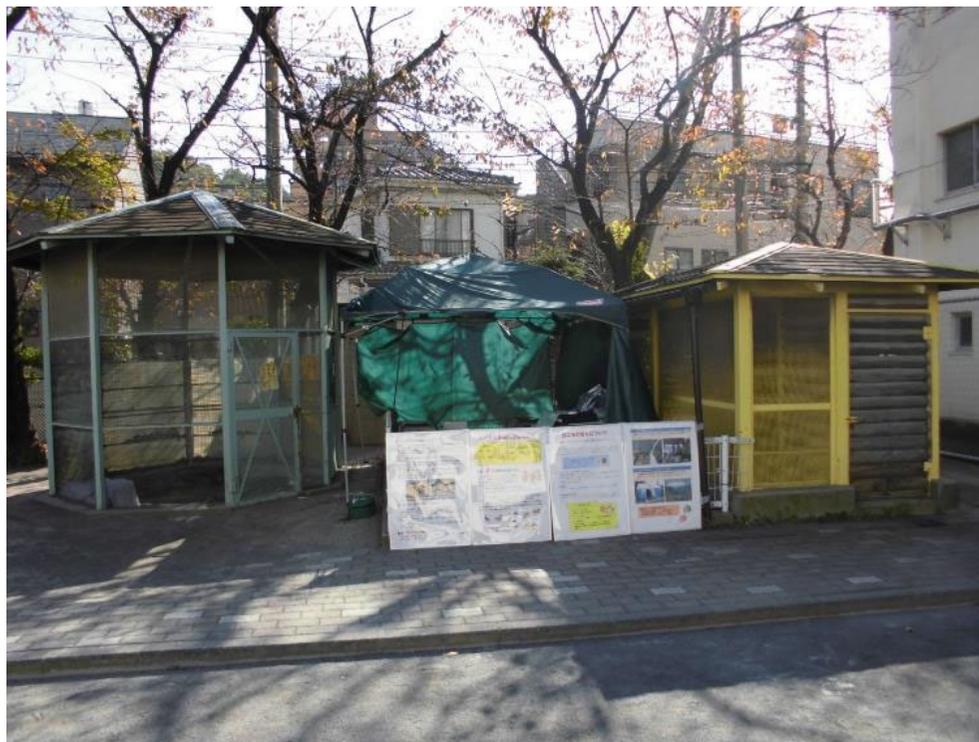
「ペットとの同行避難対応ガイドライン」に従った内容をお願いします。

昨年度、地域防災拠点におけるペットの災害対策の要点をまとめたDVDを配布しました。運営委員会や雨天時の訓練等でご活用ください。

## 4 拠点で実施する内容

- ① 一時飼育場所の設定、周知
- ② 飼育ルールの設定
- ③ ペット同行避難訓練の実施

# 【資料】 一時飼育場所設置事例



校庭の飼育小屋



校舎横のスペース

# 【資料】 同行避難訓練の様子

## 訓練事例

拠点運営委員会

担当による

訓練主旨説明



# ペットの飼い主さんへ ～災害に備えましょう～

横浜市のような都市部ではペットを飼育する人が多くいます。災害発生時には地域防災拠点等にペットと一緒に避難する人も相当数にのぼることが想定されます。突然起こる災害に備えて、大切なペットのために日頃から対策を考えておきましょう。

## ① 飼い主さんの明示をしましょう

- ・災害時にはペットと離ればなれになってしまうこともあります。迷子になった動物を探すためには識別情報が重要です。大切なペットのために、犬には必ず鑑札や狂犬病予防注射済票をつけましょう。また、迷子札やマイクロチップの装着など、飼い主の明示をしましょう。

迷子札だよ！



犬鑑札



注射済票  
※年度ごとに色が異なります

## ★マイクロチップとは…

マイクロチップは、中に15桁の数字が記録された長さ12mm程度の電子標識器具であり、注射針を使って皮下に埋め込みます。迷子や地震などの災害によって、飼い主と離ればなれになっても、マイクロチップの番号をリーダー（読取器）で読み取り、データベースに照会することで、飼い主の情報を確認することができます。

外からは見えませんが、外れることはないため、動物の安全で確実な身元証明の方法として、世界中で広く使われています（鑑札や迷子札と併用してください）。



## ② しつけをしておきましょう

- ・避難所にはたくさんの避難者が集まりますので、基本的なしつけをしておくことが大切です。自宅から避難するときや、避難所での生活に備え、キャリーバッグやケージに入ることに慣らしておくことも必要です。

ここが一番安心♪

### 特に

- \* 犬は「待て」「座れ」「無駄吠えをさせない」などのしつけ
- \* 猫は「人とのふれあい」に慣らしておく

などのしつけが役立ちます。



### ③健康管理をしましょう

よろしくお願いします！

- ・ワクチン、狂犬病予防接種、ダニ・ノミの駆除などを日頃から実施しておきましょう。



### ④動物用の避難用具を用意しましょう

- ・救援物資はすぐには届かない場合もあります。最低でも5日分は準備しましょう。



ペット用持出袋の例

- ・ フード・水・薬 : 最低でも5日分(できれば7日以上)は必要です
- ・ ペット用品 : ペットシート、新聞紙、リード等
- ・ 常備薬 : 持病がある場合には必要です
- ・ 飼育手帳 : 飼い主の連絡先、ペットの写真、健康状態、ワクチン接種状況等

- ・この他に、**キャリーバッグ**や**ペットケージ**を用意しましょう。

お世話になります・・・

### ⑤預け先を確保しておきましょう

- ・いざという時のために、親戚、友人等ペットの預け先を探しておきましょう。特に、は虫類など管理や受入れが難しい動物は、預けられる先が必要です。



☆横浜市では、災害時の対応をガイドライン「災害時のペット対策」にまとめています。  
飼い主が平常時からできる対策についてもご紹介しています。

横浜市 ペット 災害

検索



各地域防災拠点の皆様へ

## 災害応急用井戸名簿の配布等について

災害応急用井戸の指定制度は、震災時等に「生活用水」としての井戸水を地域の方にご提供いただくことを目的として、多くの井戸所有者にご協力いただいています。令和4年3月31日現在の災害応急用井戸名簿を作成しましたので配布します。平時から防災訓練時などの機会に、指定井戸の場所の確認などに活用してください。

### ★ 指定井戸の場所を確認するには…

- ①指定井戸の場所には、右図の「災害用井戸協力の家」プレートが門扉等に掲示していただいています。
- ②福祉保健センター生活衛生課で、今回配布の名簿と同じ、区内災害応急用井戸名簿（井戸の所在地・所有者名字）の最新情報を配架しています。
- ③横浜市行政地図情報提供システムのわいわい防災マップ内に「災害用井戸協力の家」として掲載しています（場所のスポットのみ）。

横浜市行政地図情報提供システム

<https://www.city.yokohama.lg.jp/yokohama/Portal>



- ④本市ホームページへの掲載（指定井戸所在地一覧※）⇒ 現在準備中です。（※ホームページ掲載の同意を頂いた方のみを掲載します）



### ★ 指定井戸を利用するには…

- ・震災等の発災時のみに利用してください。平時の利用はできません。
- ・被災時の状況等（破損、水量不足等）によっては利用できない場合があります。利用前には必ず井戸所有者に声をかけてから利用してください。容器をご持参ください。（※ 井戸所有者の方に、発災時には、より多くの方が井戸水を利用いただけるよう、広く市民の方へ井戸水のご提供をお願いしています。）
- ・利用用途は「生活用水」（洗濯、トイレの流し水や清掃用水等）です。※飲用、炊事用、食材や食器の洗浄には使用しないでください（口に入れないようご注意ください。）。
- ・井戸所有者の方に、提供前に pH 試験紙（健康福祉局生活衛生課配布）や目視等で点検をしてからご提供いただくようお願いしています。
- ・コロナ禍においては、マスクを着用し、密にならないようにするなど、感染防止にご留意の上、ご利用ください。

○指定井戸件数（令和4年3月31日現在）

	全市内	港北区内
件数	1,916 件	65 件



○横浜市ホームページ

「災害応急用井戸について」

<https://www.city.yokohama.lg.jp/kurashi/sumai-ku/rashi/seikatsu/kaiteki/saigai.html#saigaiido>



（担当）  
港北区生活衛生課  
TEL：540-2373

## 港北区災害応急用井戸

2022/3/31現在（敬称略）

番号	井戸所在地	井戸設置者等
1	大曽根台8-31	富川
2	菊名3-20-18	平松
3	岸根町544	山本
4	小机町1486	四家
5	小机町221	藤本
6	小机町241	長嶋
7	小机町274	山下
8	小机町409	高橋
9	小机町434	藤井
10	小机町866	藤井
11	小机町997	横溝
12	篠原北1-23-20	臼井
13	篠原北2-9-29	井谷
14	篠原台町13-8	八木
15	篠原町1099	石田
16	篠原町2604	土橋
17	篠原町2754	村上
18	篠原町2813	若林
19	篠原町71	堤
20	篠原町82	羽田
21	篠原西町33-11	篠塚
22	篠原東3-8-25	小西
23	下田町2-4-8	渡辺
24	下田町2-16-32	阿部
25	下田町3-6-40	島崎
26	新吉田東1-6-27	長瀬
27	新吉田東5-47-31	勝岡
28	新吉田東1-10-34（山に向かい左側）	本多
29	新吉田町3441	山本
30	新吉田東4-2-34	金子
31	新吉田東1-64-17	横溝
32	新吉田東1-10-7	山本
33	樽町1-14-45	鈴木
34	綱島台6-29	小泉
35	綱島東6-16-16	佐藤

番号	井戸所在地	井戸設置者等
36	仲手原1-10-2	臼井
37	仲手原1-19-7	大澤
38	仲手原1-3-13	杉山
39	仲手原2-41-4	金田
40	仲手原2-45-9	岡本
41	新羽町1093-11	白岩
42	新羽町2474-5	佐々木
43	新羽町4080	米山
44	新羽町4170	秋本
45	新羽町4187	峯木
46	新羽町4350	金子
47	日吉1-25-5	寺沢
48	日吉1-9-3	鎌田
49	日吉本町1-28-26	石川
50	日吉本町1-32-4	峯尾
51	日吉本町1-33-14	八木
52	日吉本町2-10-11	熊澤
53	日吉本町2-2-3	島津
54	日吉本町3-1-37	齊藤
55	日吉本町3-1-38	上田
56	富士塚2-29-39	加藤
57	富士塚2-6-5	森
58	大倉山6-32-23	西山
59	箕輪町1-25-10	田辺
60	箕輪町3-3-14	小嶋
61	箕輪町3-4-6	池本
62	師岡町1148-4	田中
63	師岡町539	鈴木
64	師岡町539	三田村
65	大倉山2-8-7	(宗) 歆成院

## 地域防災拠点における医療機関開設情報の取扱いについて

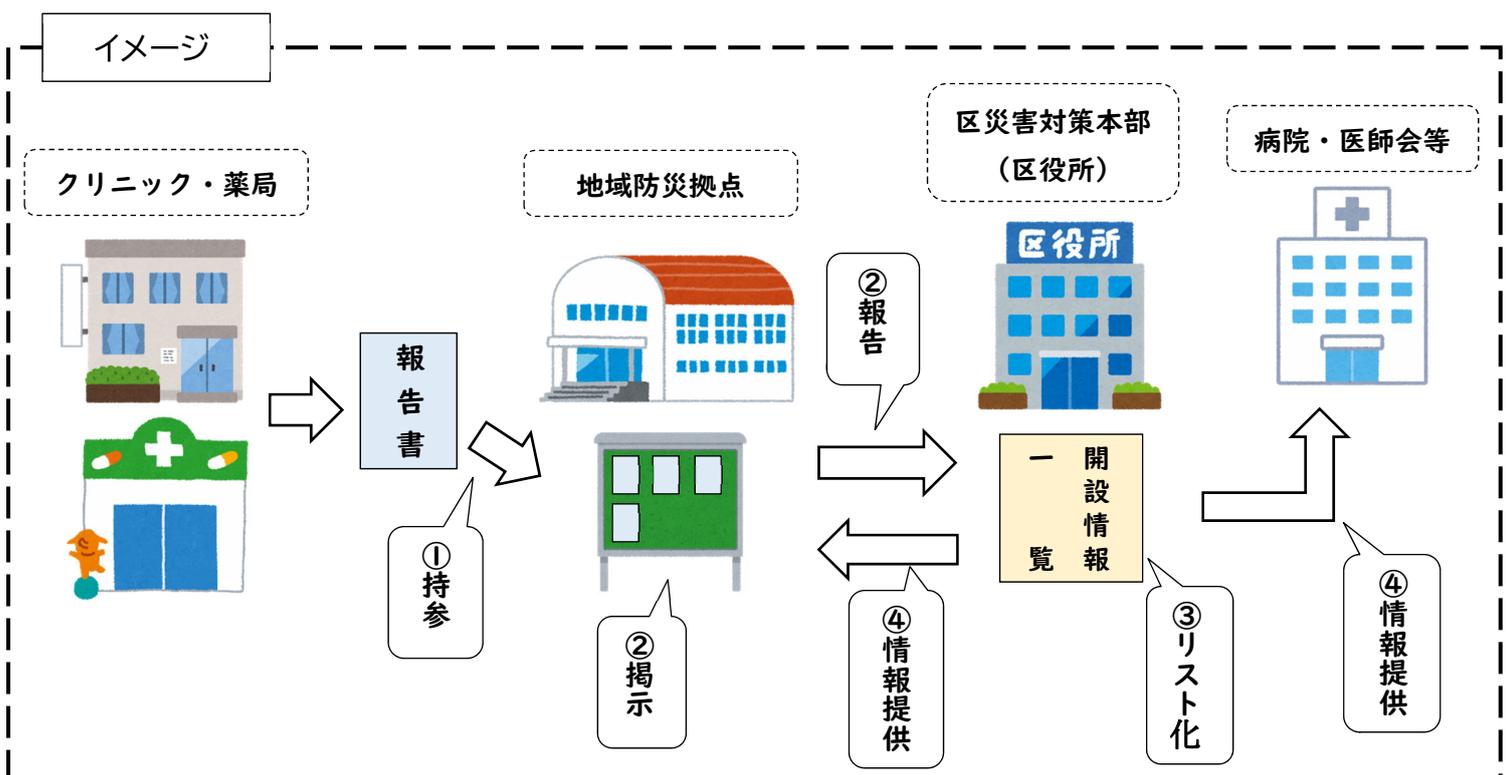
大規模震災時に迅速かつ確かな救援・救助を行うためには、医療機関の開設状況等の把握が非常に重要となります。

そのため、港北区では、震災の影響で電話やインターネットが使用不可になった際に、地域の医療機関の情報集約を目的として、医師会、歯科医師会、薬剤師会加入の医療機関が自院の開設情報を最寄りの地域防災拠点へ報告します。

なお、本件は令和3年度から開始した取組ですが、昨年度は新型コロナの影響で訓練が行えませんでした。今後も周知啓発及び訓練を行い、地域防災拠点と医療機関それぞれに取組の定着を図ってまいりますので、ご協力をお願いします。

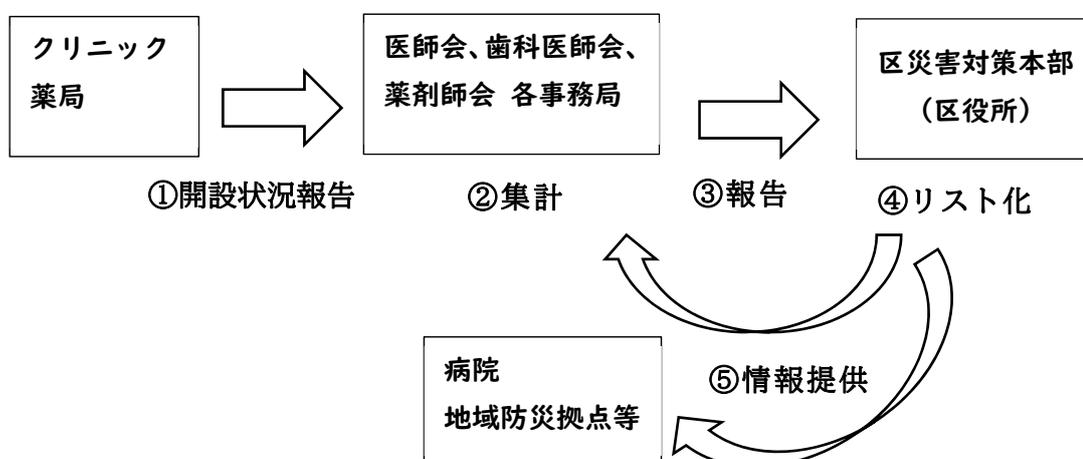
### 1 報告の流れ

- ① 地域のクリニック、薬局が最寄りの地域防災拠点へ「災害時医療機関報告書」(以下、「報告書」という)を持参し、受付に提出します。※様式1-1~3
- ② 地域防災拠点では、情報板等のスペースに報告書を掲示するとともに、区災害対策本部(区役所)へ防災無線等で医療機関の開設状況を報告します。報告の際には、地域防災拠点に常備されている、「医療機関一覧」を使用します。
- ③ 区災害対策本部では、医師会等からの情報も併せて、医療機関の開設情報を集約し、リスト化します。
- ④ リスト化した医療機関の開設情報を地域防災拠点や関係機関へ情報提供します。



### 【参考】通信手段の回復時

電話やインターネットの開通後は報告書の運用を停止し、地域防災拠点へは区役所から情報提供を行います。



## 2 訓練について

地域防災拠点の訓練に併せて、報告訓練を行う予定です。令和4年度については、医療機関と調整を行い、**対象の地域防災拠点に個別にお声がけさせていただきますので、その際には是非ご協力ください。**また、次年度以降についても、同訓練を各地域防災拠点で行っていきますので、訓練内容に取り入れたいという地域防災拠点がありましたら、お申し出ください。

### <訓練の流れ>

- ① 地域防災拠点訓練当日に、医療機関が地域防災拠点へ報告書を持参し、受付に提出します。
- ② 医療機関から報告書を受け取った地域防災拠点は、情報板になりうるスペースや壁などに報告書を掲示します。
- ③ 防災無線の訓練の際に医療機関の開設状況を区本部へ報告します。

担当：港北区福祉保健課事業企画担当

久保村、中嶋

電話 045 (540) 2360

FAX 045 (540) 2368

# 【災害時医療機関報告書】

この用紙は横浜市域に震度 6 弱以上の地震発生後(それに準ずる災害後)に  
医療機関の被災状況・開設状況を報告する用紙です。

《医療機関の方へ》

※近隣の地域防災拠点に、電話やインターネットが開通するまで毎日、当日の状況を記載しお渡してください。  
(状況が同じ場合でも、毎日提出してください)

※既定の地域防災拠点が不明時は近隣の地域防災拠点の拠点受付に報告書を提出してください。

※災害時は、地域の医療資源を維持するために可能な範囲で開設をお願いします。開設が難しい先生は、  
次のステップに進み医療救護活動のご協力をお願いします。(災害時医療活動:フロー図を参照)

《市民の方・医療機関の方》

※診療所・定点診療による診察対象者は、主に軽症患者(緑タグ)となります。

記載日時	年	月	日
診療機関名			
住所			
医師名			
①診療の可否	1. 可	2.一部可	3.不可
②診療可能な内容	以下は、①で1.可、もしくは2.一部可と答えた方にお伺いします。		
	内科系	1.可 2.不可	小児科 1.可 2.不可
	外科系	1.可 2.不可	院内処方 1.可 2.不可
	軽症の外傷処置	1.可 2.不可	処方箋の発行 1.可 2.不可
	薬や体調の相談	1.可 2.不可	
	その他、可能な診療科・ 診療内容(自由記載)		
③診察時間	1.通常通り	2.臨時( ~ )	
④ライフラインの状況	電気( )	水道( )	ガス( )
	通信機器( )		電子カルテ( )

《医療従事者へ》 下記の人材・資材が不足しています。ヘルプをお願いします。

必要な人材	1.医師	2.看護師	3.薬剤師	4.歯科医師	5.事務員
必要な資材等 (自由記載)					

《地域防災拠点の方のみ》

- この用紙を1か所にまとめて掲示してください。
- 太枠の部分を区役所へ無線等により報告してください。  (実施後☑)

この用紙は横浜市域に震度 6 弱以上の地震発生後(それに準ずる災害後)に  
医療機関の被災状況・開設状況を報告する用紙です。

《医療機関の方へ》

※近隣の地域防災拠点に、電話やインターネットが開通するまで毎日、当日の状況を記載しお渡してください。

(状況が同じ場合でも、毎日提出してください)

※既定の地域防災拠点が不明時は近隣の地域防災拠点の拠点受付に報告書を提出してください。

※災害時は、地域の医療資源を維持するために可能な範囲で開設をお願いします。開設が難しい先生は、次のステップに進み医療救護活動のご協力をお願いします。

《市民の方・医療機関の方》

※診療所・定点診療による診察対象者は、主に軽症患者（緑タグ）となります。

＜市民の方・医療機関の方＞

記載日時	年	月	日			
診療機関名						
住所						
歯科医師名						
①診療の可否	1. 可	2.一部可	3.不可			
②診療可能な内容	以下は、①で 1.可、もしくは 2.一部可と答えた方にお伺いします。					
	軽症の外傷処置	1.可	2.不可	歯科診療	1.可	2. 不可
	その他可能な診療内容(自由記載)					
③診察時間	1.通常通り	2.臨時(                    ~                    )				
④ライフラインの状況	電気(                    )	水道(                    )	ガス(                    )			
	通信機器(                    )	電子カルテ(                    )				

＜医療従事者へ＞ 下記の人材・資材が不足しています。ヘルプをお願いします。

必要な資材等 (自由記載)	
------------------	--

《地域防災拠点の方のみ》

- ・ この用紙を1か所にまとめて掲示してください。
- ・ 太枠の部分を区役所へ無線等により報告してください。  (実施後)

この用紙は横浜市域に震度 6 弱以上の地震発生後(それに準ずる災害後)に  
医療機関の被災状況・開設状況を報告する用紙です。

《医療機関の方へ》

※近隣の地域防災拠点に、電話やインターネットが開通するまで毎日、当日の状況を記載しお渡してください。  
(状況が同じ場合でも、毎日提出してください)

※既定の地域防災拠点が不明時は近隣の地域防災拠点に報告書を提出してください。

※災害時は、地域の医療資源を維持するために可能な範囲で開設をお願いします。開設が難しい先生は、次のステップに進み医療救護活動のご協力をお願いします。

《市民の方・医療機関の方》

※診療所・定点診療による診察対象者は、主に軽症患者（緑タグ）となります。

記載日時	年	月	日
薬局名			
住所			
薬剤師名			
①開局の可否	1. 可	2. 一部可	3. 不可
②開局時間	以下は、①で 1.開局可、もしくは 2.一部可と答えた方にお伺いします。		
	1.通常通り	2.臨時(                    ~                    )	
③ライフライン の状況	電気(                    )	水道(                    )	ガス(                    )
	通信機器(                    )		電子カルテ(                    )

＜医療従事者へ＞ 下記の資材が不足しています。ヘルプをお願いします。

必要な資材等 (自由記載)	
------------------	--

《地域防災拠点の方のみ》

- この用紙を1か所にまとめて掲示してください。
- 太枠の部分を区役所へ無線等により報告してください。  (実施後 )

## 別紙：【診療所】港北区医療機関一覧（手持ち用）

年 月 日 時 時点

- ・災害時医療機関報告書の内容を迅速に伝えるための、補助的なリストです。無線や電話での通信連絡時に使用します。
- ・太枠内を区役所へ無線等により報告してください。

※港北区医師会加入の診療所を掲載。

※出典：港北ドクターズと横浜市作成の診療所名簿を基にした、令和3年8月1日現在の情報。

通し番号	名称（50音順）	所在地	電話番号	診療科目	開設可否	備考
医	1 あい診療所	港北区鳥山町1018	595-9481	小児科、内科	1.可 2.一部可 3.不可	
医	2 赤石整形外科	港北区綱島東1-2-13 マレットビル2F	549-6633	リウマチ科、整形外科、リハビリ科	1.可 2.一部可 3.不可	
医	3 あかつきクリニック	港北区綱島東4-2-5 パル741綱島101号室	543-7101	内科、内科(胃腸)、外科	1.可 2.一部可 3.不可	
医	4 浅木クリニック	港北区菊名1-1-8	401-8222	内科、内科(消化器・内視鏡)、外科(整形)、リハビリテーション科、皮膚科	1.可 2.一部可 3.不可	
医	5 あべこどもクリニック	港北区箕輪町2-15-22 ビアタウン日吉1F	566-2112	小児科、アレルギー科	1.可 2.一部可 3.不可	
医	6 アモルクリニック	港北区新横浜3-20-3 リバーサイドビル701	475-1000	産婦人科、内科、婦人科、内科(血液)、内科(腫瘍)	1.可 2.一部可 3.不可	
医	7 有馬医院	港北区富士塚1-1-9 アリマデビル1F 101	431-6565	内科、皮膚科、外科、外科(肛門)	1.可 2.一部可 3.不可	
医	8 いいの眼科	港北区綱島西4-8-18-2F	717-9357	眼科	1.可 2.一部可 3.不可	
医	9 いけだ整形外科	港北区樽町2-6-40 T-PLATZ 2F	533-6260	リウマチ科、外科、整形外科、リハビリ科	1.可 2.一部可 3.不可	
医	10 石井心療内科	港北区富士塚1-14-28	433-1420	内科、精神科、神経科、心療内科	1.可 2.一部可 3.不可	
医	11 石井内科医院	港北区日吉本町6-26-5	561-4704	内科、内科(呼吸器)、内科(消化器)、内科(循環器)、小児科	1.可 2.一部可 3.不可	
医	12 石川こどもクリニック	港北区師岡町700 トレッサ横浜南棟1F	533-5065	小児科	1.可 2.一部可 3.不可	
医	13 石川整形外科	港北区日吉本町1-15-4 アルエビル	561-8228	リウマチ科、整形外科、リハビリ科	1.可 2.一部可 3.不可	
医	14 石橋内科クリニック	港北区日吉本町1-23-14 厚川ビル3F	563-3297	内科	1.可 2.一部可 3.不可	
医	15 井上胃腸内科クリニック	港北区綱島西3-2-20 綱島別所プラザ 2F	540-7754	内科、内科(胃腸)、内科(消化器)	1.可 2.一部可 3.不可	
医	16 いのもり脳神経外科クリニック	港北区北新横浜1-2-3 三橋ビル2F	533-2727	脳神経外科	1.可 2.一部可 3.不可	
医	17 いわの整形外科	港北区小机町444-1	471-5505	リウマチ科、整形外科、リハビリ科	1.可 2.一部可 3.不可	
医	18 ウェルケアクリニック	港北区新吉田町6028-1	590-3855	内科、内科(神経)	1.可 2.一部可 3.不可	
医	19 内堀医院	港北区新吉田東5-76-10	546-1006	内科、小児科、皮膚科	1.可 2.一部可 3.不可	
医	20 内村内科・腎クリニック	港北区日吉5-13-4	534-3334	内科、内科(人工透析)、内科(腎臓)、内科(糖尿病)	1.可 2.一部可 3.不可	
医	21 えびすクリニック	港北区綱島西2-7-2 第7吉田ビル2F	546-8611	内科、消化器科	1.可 2.一部可 3.不可	
医	22 エンゼル小児科医院	港北区日吉2-9-5	561-3104	内科、循環器科、小児科、アレルギー科、皮膚科、放射線科	1.可 2.一部可 3.不可	
医	23 大石医院	港北区下田町6-15-34	563-8090	皮膚科	1.可 2.一部可 3.不可	
医	24 大川小児クリニック	港北区綱島東2-12-19 福島ビル1F	546-1071	小児科	1.可 2.一部可 3.不可	
医	25 大倉山こじまクリニック	港北区大倉山1-30-1 プラスハウス2F	542-3535	内科(消化器・内視鏡)、内科	1.可 2.一部可 3.不可	
医	26 大倉山こどもクリニック	港北区大倉山3-26-6 三保クニックビル2F	642-8477	小児科、アレルギー科	1.可 2.一部可 3.不可	
医	27 大倉山診療所	港北区大倉山1-17-3	531-4345	内科(呼吸器)、内科、アレルギー科、小児科	1.可 2.一部可 3.不可	
医	28 大倉山耳鼻咽喉科	港北区大倉山3-26-6	545-8711	耳鼻いんこう科、アレルギー科	1.可 2.一部可 3.不可	
医	29 大倉山整形外科リウマチ科クリニック	港北区大倉山3-2-18 セントビル 大倉山1F	540-7700	外科(整形)、リウマチ科、リハビリテーション科	1.可 2.一部可 3.不可	
医	30 大倉山脳神経外科クリニック	港北区大倉山3-41-22 大倉山ビル 3F	548-1117	外科(脳神経)	1.可 2.一部可 3.不可	
医	31 大倉山皮膚科クリニック	港北区大倉山1-29-11	544-1817	皮膚科	1.可 2.一部可 3.不可	



## 2 概要説明・防災ミニ講座

「災害時の水の確保について(飲料水の備蓄・災害時給水所等)」

### 《内容》

災害時に飲料水を確保する方法や地下タンク・緊急給水栓の機能や役割、ご家庭に

おける飲料水の備蓄の必要性などを、参加者の皆さんにチラシを配布して、訓練全体集会の場や個別訓練の中などで説明します。

(災害時にどのくらいの飲料水が必要なのか、どこへ行けば飲料水の確保が出来るのか、自助・共助・公助など)

### 《対象》

すべての地域防災拠点

※ 複数の地域防災拠点訓練日程が重なった場合には、ご希望に添えない場合がございますのであらかじめご了承ください。

### 《所要時間》

5分～15分

※時間や内容については、参与経由でご相談ください。



水道局キャラクター  
はまびオン

## 令和4年度 地域防災拠点 災害時の飲料水の確保 訓練・体験メニュー

水道局 菊名水道事務所



水道は、都市のライフラインとして、震災時であっても必要な給水を確保することが不可欠です。

横浜市水道局では水道施設の耐震化を進めつつ、地域防災拠点では、災害用地下給水タンクの操作など、災害時に飲料水を確保するための訓練を市民の皆さまと連携して行っています。

菊名水道事務所では、地域の皆さまが非常時に円滑な応急給水等が行えるよう、訓練メニューをご用意しております。

また、地域防災拠点の訓練実施に際して、飲料水確保のための講座の実施もご検討いただければと思います。

### 依頼方法及び問い合わせ先

#### 【依頼方法】

地域防災拠点参与(各拠点を担当する区役所の課長又は係長)経由で区役所へご依頼ください。



ご不明な点がございましたら、下記までお問い合わせください。

#### 【問い合わせ先】

水道局 菊名水道事務所 事務係 防災担当

電話:045-531-4181 FAX:045-531-9933

# 災害対策の基本的な考え方

飲料水確保の場所	目印	備蓄している飲料水	施設の種類など	分類	開設者	災害時に必要とされる水の量(1人あたり)	
						発災直後から3日目まで	発災4日目以降
ご家庭・企業	—	備蓄している飲料水	—	自助	—	3日間計9ℓ(1日あたり3ℓ)以上	—
災害時給水所	●災害用地下給水タンク 134基		発災直後からの応急給水を目的として地域防災拠点などの小・中学校や公園・みなとみらい地区などに設置しています。普段は配水管の一部として機能しますが、断水すると自動的に緊急閉止弁が閉まり、タンク内に新鮮な飲料水を確保します。 この施設は、市民の皆さまの「共助」により仮設の蛇口を設置し、手動ポンプで水をくみ上げ給水することができます。非常時に円滑な対応をするため、日頃から市民の皆さまと連携して応急給水訓練を実施しています。	共助	地域の皆さま 横浜市 管工事 協同組合 開設の 補助	—	—
	●配水池 22か所		普段は浄水場でつくった水道水を一時貯留し、各家庭にお届けする中継施設です。非常時には市民の皆さまが必要とする飲料水の1週間分に相当する水量を確保できます。断水時には、市民の皆さまへの給水を行うほか、給水車への水の補給場所として活用します。	公助	水道局 職員	—	—
	●緊急給水栓 358基		地震に強い水道管(耐震管)に仮設の蛇口を取り付けて給水する施設で、主に地域防災拠点に指定された小・中学校などに整備しています。この施設は、発災後おおむね4日目以降に、水道局職員が断水状況を踏まえて順次仮設の蛇口を設置していきます。	公助	水道局 職員 横浜市 管工事 協同組合	—	—
のぼり	給水車		水道局職員が行う給水車での運搬給水は、主に医療施設などを中心に行います。また、他都市応援職員の給水車が行う運搬給水は、主に地域防災拠点および特別避難所へ優先的に行います。	公助	水道局 職員 応援都市 職員	—	—

**自助** 災害に備え1人1日3リットル、最低3日分で9リットル以上の飲料水備蓄をお願いしています。(1日に必要とする飲料水の量の目安は、3リットル程度)

**共助** 発災直後において、災害用地下給水タンクの開設及び運営に関しましては、**地域の方々の**助け合いにより行います。**水道局**は、平常時に**開設訓練の補助**をさせて頂きます。

**公助** 発災時において、各区災害対策本部等からの要請により、状況に応じ、**水道局職員等**が水質等の安全性の確認後、応急給水を**開設・開始**します。したがって緊急給水栓及び配水池に関しましては、**住民の皆様における開設訓練は必要ありません。**

## 訓練メニュー一覧

### 1 実技編 (実際に皆さまに実技を行っていただく訓練)

#### 災害用地下給水タンクからの飲料水の確保訓練

##### 《内容》

発災直後において地域の皆さんの助け合いにより災害用地下給水タンクを開設し、飲料水を提供できるようにするための訓練です。

##### 《対象》

災害用地下給水タンクが設置されている地域防災拠点

##### 《基本メニュー(その1)》

###### 組み立て実技訓練(少人数対象)

全体訓練開始前・終了後に行うことも可能です。運営委員会メンバー又は運営委員会が指名したメンバー(食料物資班など)などに対して、装置組み立てや操作などの実技訓練を行います。

##### 《所要時間》

30分～45分

##### 《対象人数》

10人～15人程度

※ 訓練の時間や内容に関しましては、参与経由でご相談ください。

#### 実技中心



##### 《基本メニュー(その2)》

###### 地下タンク見学・実技講習会(多人数対象)

訓練参加者(複数のグループを構成)を対象に、水道局職員、地域防災拠点運営委員会または管工事協同組合職員等が行う装置組立て作業を見学しながら、何名かの方(5人程度)に組立作業を体験していただきます。

また、災害時の水の確保に関する話として、飲料水の備蓄等に関する説明をします。

##### 《所要時間》

1グループあたり20分～30分

##### 《対象人数》

1グループ50人以内(実技は5人程度)

#### 説明中心



看板

#### ●地域防災拠点における耐震給水栓の活用

配水管から屋外水飲み場までを耐震化した施設で、災害用地下給水タンク等の応急給水施設が設置されていない地域防災拠点を対象に整備しています。発災後、特別な作業をすることなく、市民の皆さまは普段と同様に屋外水のみ場(耐震給水栓)から飲料水を確保することができます。  
・21カ所設置済み(令和3年6月現在)(令和5年度までに市内全48カ所設置予定)



▲ 地域防災拠点に設置された耐震給水栓

2022年5月

# 地域防災拠点の無線通信について

横浜市アマチュア無線非常通信協力会  
港北区支部

各地域防災拠点の備蓄庫にはアマチュア無線用のトランシーバーとアンテナが保管されています。

発災時、通常の通信網が使えなくなった場合、この無線機を使い、港北区役所内に開設される災害対策本部及び近隣の避難所と非常通信を行うことができます。

地域防災訓練では、区役所への「避難所開設報告」の通信訓練をさせて頂き大変有難うございます。昨年度は箕輪小学校拠点でも訓練を実施しました。私達は日頃、アマチュア無線で通信をしていますが、非常通信をする機会は少ないので貴重な訓練の場となっております。

港北区内防災拠点数	29拠点
港北区支部登録会員	85名



# 非常通信協力会からのお願い

横浜市アマチュア無線非常通信協力会  
港北区支部

1. 防災訓練の時、通信訓練をさせて下さい。  
通信を担当するメンバーには常日頃の訓練が必要です。  
数少ない機会ですので地域防災訓練の計画の中に私達の  
情報受伝達訓練を入れて下さるようお願いいたします。
2. 地域防災拠点担当メンバー増強のため、ご町内でアマチュア無線  
の免許をお待ちで地域拠点の担当をして下さる方をご紹介下さい。  
(港北区総務課を通して連絡を頂けます。)  
☆現在、担当者が1名のため特に募集をお願いしたい拠点  
網島小拠点、網島東小拠点、城郷中拠点、大綱小拠点、  
師岡小拠点、高田東小拠点、新吉田小拠点、箕輪小拠点  
よろしくお願いいいたします。

# 港北区災害ボランティア連絡会の活動を知ってください

災ボラキャラクター  
サイボ君



## 私たちの活動目的

1、災害による被害を最大限減らすため、日ごろから地域の方と減災対策を実行する。  
そのための広報活動を行う

2、災害が起きたら、地域や全国から来るボランティアの皆さんと、生活復旧のお手伝いのための災害ボランティアセンターを、区や社協とともに開設・運営する

## 目標達成のための活動

### 1、地域を知る

防災活動や災害時の救援活動は単独の団体でできるほど簡単なものではありません。私たちは防災拠点運営委員会の皆さんとの協働作業が欠かせないと思っています。拠点運営委員会や町内会、自治会、区内ボランティア団体とのつながりが不可欠です。そのつながりを生かして、住民の方を支援する多様な方法を生み出します。

### 2、防災を日常ごとにする

一番大切なのは日ごろからの減災活動です。地域防災拠点の訓練にも減災プログラムを取り入れ、災害時の被害を少しでも減らすためのアイデアと人手を提供します。

### 3、災害の実態を知る

災害により人々の生活は大きく変えられてしまいます。被災地ではどんなことが起きているのか、被災した人々はどんな気持ちなのか、減災のためにはどうしたらよいか、などを毎月ニュースで知らせたり、防災ゲームで学んでいます。

**\* 定例会を見に来てください。(毎月第3水曜日10時より)**

**\* ニュースご希望の方はご連絡下されば郵送いたします。**

2022年度役員 会長:宇田川規夫(国際救急法研究所理事長)

副会長:中島一郎(ボーイスカウト第8団委員長)

副会長:梶山辰吉(社会福祉協議会事務局次長)

事務局:港北区社会福祉協議会



\*お問い合わせ先:事務局 045-547-2324(災ボラ担当)へ

又はHP お問い合わせ欄から投稿してください。

# 手話ができなくても

聴力の面でお手伝いが必要な方を助けるスキルとして、手話がありますが、手話ができなくても、お手伝いはできます。これは自分の実体験です。

仕事で主催しているセミナーに、聴力の面でお手伝いが必要な方が、受講したいとのご連絡がありました。職場でリーダーポジションにいる方ということもあって、受講をお断りするわけにはいきません。当日の講師から、お手伝いの要請があり、自分がお手伝いすることになりました。

私は手話ではできませんが、60分のセミナーの内容を持ち帰っていただき、職場に展開していただく必要がありました。そこで思い付いたのが、パソコンでセミナーの内容を同時通訳のように入力していくことでした。無論、全部は入力が追いつきません。講師と事前にセミナーの内容を打ち合わせ、ポイントを絞って入力しました。終了後、入力した内容を、メールで送ったところ「ありがとう」の返信が届きました。

手話は大切なスキルで、これができないからと尻込みしてしまう方が多いかもしれません。でも、できることでお手伝いすることが必要です。パソコンがなければ、ノート、メモ帳で十分です。自分は、プライベートの外出でも、小さなメモ帳とペンを携行するようにしています。



(岩撫)

## 防災コラム

### 「停電時の備え」

先日(3/16)の地震(東北)では広範囲で停電が発生しました。停電になると情報収集が難しくなるほか、心理的ストレスも大きくなります。そこで停電対策です。まず懐中電灯とと思っていましたが、移動するときに両手が使えるヘッドライト、ネックライトがおすすめです。又、停電時に自動点灯する足元灯を備えるのが転倒防止に有効です。便利なアイテムが沢山出てきています。自分に合ったものを探して備えましょう。



(付岡)

### 【編集後記】

※感震ブレーカー設置の際は、停電時自動点灯ライトも設置を(できれば各部屋と廊下に)。(室伏)

※地震が多くなっています。いつ、お手伝いが必要な方々の生活が発生するかわかりません。(岩撫)

※こここのところ地震が続いています。

「アッ来た！」やはり続くと恐怖を感じます。災ボラの活動を始めて20年ほどに、年齢も重ねました。改めて自分の周りを点検したいと思いました。(付岡)

※全国各地で地震が起きています。今一度、身の回りの点検をしたいと思えます。(鴨下)

※「地震だ！」と思っても、揺れ始めてしまうと動けなくなるものだと、いつも思います。「すぐに避難」これが一番難しいかもしれないと・・・(中島)

# 港北区災害ボランティア連絡会ニュース



事務局 〒222-0032 横浜市港北区大豆戸13-1吉田ビル206 港北区社会福祉協議会

TEL 045-547-2324 FAX045-531-9561

FB 港北区災害ボランティア連絡会

103号

2022年4月

<http://koh>

<http://koh-jindotree.com>



\*入会は随時受け付けています。

\*あなたの町の防災度を高めるためにお力を貸してください。

## 防災対策基本の「キ」

### 棚の固定対策完了

自宅に殺される、家具に殺される

地震災害ではこのような残念な現実が起きます。家の耐震補強(もしくは耐震度の高い住居を選択する)、家具の固定、ガラス飛散防止、この三点が自宅での被害を減らす対策として言われています。しかしどれもなかなか進んでいないのが現実です。

今回当会が使っている備品棚を変えました。その目的は

- 1:地震の際倒れにくい構造にする
- 2:収納物が飛び出さないようにする
- 3:用途別に収納することで災害ボランティアセンターを円滑に開設できるようにする
- 4:団体交流室の利用者に家具固定の重要性を知らせる啓発道具とする



写真①、転倒防止装置です。前方に倒れにくくするものです。

家庭の家具の耐震性を上げる市販品には「ふんばる君」「がんばります」「不動王」などがあります。

写真②、収納物が飛び出ないようにするベルトです。

当会の道具は日常的に出し入れするわけではないのでそれほど不便ではありません。家庭の本棚用には落下抑制のため棚に貼るテープも市販されています。

写真③、棚の最上部は落下防止のため毛布を押し込んであります。

隙間なく押し込むのがポイントです。

最近地震が続いて嫌な感じがしますね。こんな時にこそもう一度自宅やオフィスの耐震性を高める対策を具体化しましょう。

(宇田川)

# 緊急時に備えた 家庭用食料品備蓄ガイド

コロナ禍である時突然自宅待機を言い渡された時、食料の備蓄はありますか？  
 新型インフルエンザなどが発生した場合のガイドブックが農林水産省から発行されています。  
 水と熱源を除く食料2週間分(大人2名1週間)の備蓄リストを見つけました。  
[https://www.maff.go.jp/j/zyukyu/anpo/pdf/gaido\\_160511\\_1.pdf](https://www.maff.go.jp/j/zyukyu/anpo/pdf/gaido_160511_1.pdf)

- 主食 51食**
- ・米2kg(約27食) ・レトルトご飯、アルファ米14パック(14食)
  - ・即席カップ麺2個 ・乾麺うどん200g(2食)・乾麺パスタ200g(2食)
  - ・食パン2食 ・シリアル2食

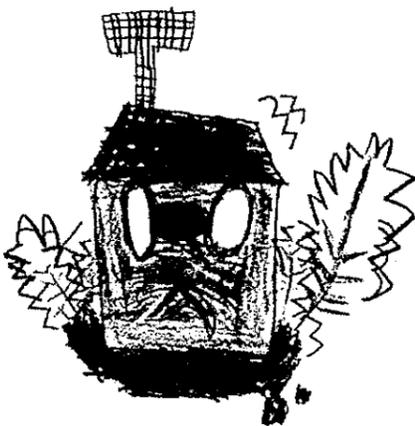
- 主菜 42食**
- ・缶詰(肉)8缶、缶詰(魚)14缶 ・かつお節
  - ・豆腐(充填)4食、ロングライフ牛乳2本
  - ・レトルト ハンバーグ2パック(2食)、牛丼、親子丼4パック(4食)、  
カレー4パック(4食) パスタソース2パック(2食)
  - ・麻婆豆腐の素2パック(2食)

- 副菜**
- ・缶詰(コーン、ポテトサラダ、なめこ)3個 ・野菜ジュース2本
  - ・玉ねぎ3個
  - ・にんじん1本 ・キャベツ1/2 ・ごぼう1本 ・大根1本 ・長ねぎ1本
  - ・切り干し大根1袋
  - ・インスタントスープ4食 ・カップスープ10食
  - ・缶詰(桃、みかん、パイナップル)3個 ・バナナ2本



我が家の備蓄はこの半分も満たないです。みなさまのお宅はいかがでしょう。  
 日持ちする野菜や果物や調味料を多めに購入するなど心掛けていきたいと思えます。  
 (小澤)

## イラストから感じた防災・減災 (第一回)



左のイラストは102号でもご紹介した「第一回 防災・減災イラストコンテスト」の入賞作品です。篠原小学校の生徒さんが描いてくれました。家が地震で揺れているようにも、青い顔をして怒っているようにも見えます。生徒さんはどちらの絵を描いてくれたのでしょうか。

揺れている家が困っているのか、災害対策をしていていなかったから、お腹の中で家財が揺れて、暴れて、壊れて、怒っているのか。みなさんにはどう見えますか。

イラストコンテストに応募いただいたイラストを取り上げて、イラストから汲み取れる作者の気持ちや防災への心得を書いていこうかと思えます。  
 (中島)

# 震災火災防止の切り札 感震ブレーカー

横浜市では地震火災の危険性が高いと予想される地域には感震ブレーカーの設置補助を行っています。地震が起きて避難する場合にはブレーカーを落とすよう説明されますが、緊迫した避難行動の中でそこまで思いだしてくれるかどうかは難しいところです。市はHP上で「横浜市の最新の地震被害想定(H24.10)では、火災による死者数が1,548人となり、前回の被害想定(H17.3)から大幅に増加しています。そして、過去の大震災における火災の原因の6割以上(原因不明分除く)が電気に関係するものとされています。

本市においても強い地震が発生した時には、電熱器具等からの出火、また電気復旧時においては、断線した電気コード等からの出火が予想されます。」と説明しており、感震ブレーカーの設置を呼びかけていますが、現在の導入率は3割に留まっているそうです。

以前定例会でも「地域に呼びかけているのだが、欲しいと言ってくる方が少ない」との声がありました。私も簡易型を設置していますが、水道が使えない、消防車も瓦礫に阻まれて到着できないとなれば一軒の出火が地域に広がります。ですから地域全体に普及しないと効果が出ません。市は木造住宅密集地には助成制度を作っています。港北区では以下の地域に補助金制度が適用されます。該当地域の方は声を掛け合って、設置を進めるのが有効だと思います。

### <補助金対象地域>

菊名一丁目、篠原台町、篠原町、篠原西町、篠原東一丁目～三丁目、新吉田東五丁目～六丁目、高田東一丁目、高田東四丁目、綱島西五丁目、仲手原二丁目、錦が丘、日吉本町四丁目、富士塚一丁目～二丁目

(宇田川)

## 「転倒防止板」知っていますか？

100均で売られている「転倒防止板」ご存じですか。TV番組でも紹介されていました。

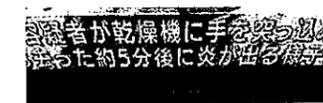
アクリルの「板」で缺で適当な長さに切って使います。110円で45×200×厚さ9mmのサイズのもので購入できます。

「こんなもので」と思いますが、想像以上に揺れに強いです。家具やTVを大きく動かすことなく、少し持ち上げて下に入れるだけなので、簡単に対策ができます。

耐震金具で家具をしっかり固定するのは、結構ハードルが高いですが、これなら比較的簡単に対策ができます。もともと、重い家具を持ち上げて下に差し込むのも、それなりには大変ではありますが、お試しいただく価値はあると思います。

レタスクラブの記事が参考になりますので、ぜひご覧ください。

<https://www.lettuceclub.net/weblettuce/article/1027921/>  
 (中島)



テレビの手前の足の下



クローゼット

# 令和3年防災功労者 内閣総理大臣表彰受賞

## 横浜市立太尾小学区防災まちづくり連携

消防庁の実施する「令和3年防災功労者内閣総理大臣表彰」において、横浜市立太尾小学区防災まちづくり連携が表彰していただきましたので、ご報告させていただきます。

令和4年3月



「防災功労者内閣総理大臣表彰」は、毎年9月1日を「防災の日」とし、「政府、地方公共団体等関係諸機関を始め、広く国民が、台風、豪雨、豪雪、洪水、高潮、地震、津波等の災害についての認識を深めるとともに、これに対する備えを充実強化することにより、災害の未然防止と被害の軽減に資する」という趣旨に基づき、内閣総理大臣が表彰を行うものです。この度、「防災思想の普及」において評価をしていただきました。

功績の概要より

横浜市立太尾小学区防災まちづくり連携は、平成23年以降11年間、授業参観と地域防災訓練の共催等、学校を拠点とする防災まちづくりの点で、創意工夫に富む優良な活動を行っている。「太尾小学校防災拠点訓練」には毎回約2,000人が参加し、学校・家庭・地域が連携・協働した取組が定着している。この実施に当たっては運営協議会を設立し、PTA、行政などが関わり、運営主体を一極化せず、地域みんなで取り組む組織として常に改善を図り持続可能な組織となっている。



### 港北区長を表敬訪問 (令和3年10月12日)

秋本 健一（横浜市立太尾小学校学校運営協議会会長、太尾小学校地域防災拠点運営委員会本部長）館 雅之（横浜市立太尾小学校校長）、中川 譲（横浜市立太尾小学校PTA会長）が、鵜澤 聡明港北区長に内閣総理大臣表彰の受賞報告をしました。



鵜澤港北区長から道志村の間伐材でつくられたプレートが贈られました

11月20日  
(土)

# 令和3年度の地域防災拠点訓練の取組から

新型コロナウイルス感染症の流行に伴い、地域防災拠点の運営について新たに「感染拡大防止」の視点が必要になりました。令和2年度は運営委員のみの訓練を行いました。令和3年度は従前の取組を踏まえつつ、新たな訓練内容を取り入れました。

家庭

## 家庭防災訓練

令和3年度 家庭防災マニュアル

<p>お家にいるときに大きな地震が起きたら、どんな行動をとったらよいかわかっていますか。</p> <p>家の中で安全な場所</p> <p>家の中で危険な場所</p> <p>外で危険な場所</p> <p>家族との連絡方法</p> <p>ばらばらになった時</p> <p>いつとき避難場所</p>	<p>発生</p> <p>家具の固定をした方がよいもの</p> <p>食器や物の落下を防ぐ方法</p> <p>水や食料の備蓄はどれくらいあるか？</p> <p>避難訓練を実施する</p>	<p>家を出る</p> <p>避難場所</p> <p>避難経路</p> <p>避難物資</p> <p>避難訓練</p>
--	---	---

9時に震度5強の地震が起きた想定で訓練を行いました。

各家庭で、「家庭防災マニュアル」を使い、家族で防災時の対応について確認をしました。



地域

## いつとき避難場所



子どもと保護者で避難を開始しました。その際、「いつとき避難場所」の場所を確認してから学校に向かいました

地域

## 地域防災拠点設置訓練

地域防災拠点運営委員、PTA、教職員が協力して地域防災拠点の設営を行いました



訓練 開会式



「三密」を避けた受付設置の工夫



各班ごとに役割や分担を確認



避難者名簿作成訓練



防災備蓄庫より搬出



体育館入口にテント設営

学校  
地域  
PTA

## 体験を含めた防災訓練

従前は地域・PTAの防災訓練を子どもたちは見学が主でしたが、今回は子どもたちが体験を通して学ぶ活動を取り入れました。(4～6年が体験を含む学び、1～3年はそれを見て学びました。)体験を通じた子どもの学びが深まっただけでなく、分散することにより「密集」を避けることもできました。

### 4年生の体験

起震車体験、水消火器、スタンドパイプ



### 5年生の体験

救出訓練、搬送訓練、応急手当



### 6年生の体験

避難所設営、はまっ子トイレ、給水、発電機、発光機、備蓄品展示



学校

## 防災教育の授業参観

- 1年 こんなときどうする？～自分の身の守り方を考えよう～
- 2年 もしもにそなえて～自分にできることを考えよう～
- 3年 もしもにそなえて～大雨や洪水について考えよう～
- 4年 こんなときどうする？～災害時、とるべき行動を考えよう～
- 5年 流れる水のはたらき～大雨や洪水について考えよう～
- 6年 震災の経験を生かそう～資料から読み取れることを考えよう～
- 6組 こんなときどうする？～身の守り方や行動を考えよう

### 1年生の防災授業



### 2年生の防災授業



### 3年生の防災授業



地域

## 本日の地域防災拠点訓練 振り返りの閉会式

消防署長による指導講評

